

○公安委員会事務専決規程

〔 昭和 42 年 12 月 8 日
公安委員会訓令第 16 号 〕

公安委員会事務専決規程を次のように定める。

公安委員会事務専決規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公安委員会の権限に属する事務のうち、警察本部長又は警察署長若しくはこれらの補助機関が、専決することができる事務について必要な事項を定めるものとする。

(専決事務の範囲)

第 2 条 警察本部長及び警察署長並びにこれらの補助機関は、別表に定めるところにより、公安委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、重要、異例又は疑義のあるものについては、公安委員会の決裁を受けなければならない。

(報告)

第 3 条 前条の規定に基づき専決処理した事項については、警察本部長が定めるところにより、公安委員会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和 43 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 兵庫県公安委員会事務代行規程（昭和 35 年兵庫県公安委員会訓令第 11 号）は、廃止する。

附 則（昭和 43 年 6 月 28 日公安委員会訓令第 6 号）

この訓令は、昭和 43 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 8 月 27 日公安委員会訓令第 7 号）

この訓令は、昭和 43 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 3 月 31 日公安委員会訓令第 1 号）

この訓令は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 9 月 20 日公安委員会訓令第 3 号）

この訓令は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 2 月 27 日公安委員会訓令第 1 号）

この訓令は、昭和 45 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 12 月 18 日公安委員会訓令第 9 号）

この訓令は、昭和 45 年 12 月 18 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 9 月 20 日公安委員会訓令第 7 号）

この訓令は、昭和 46 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 1 月 5 日公安委員会訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 47 年 1 月 5 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 2 月 15 日公安委員会訓令第 3 号）

この訓令は、昭和 47 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 1 月 9 日公安委員会訓令第 2 号）
この訓令は、昭和 48 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 3 月 1 日公安委員会訓令第 7 号）
この訓令は、昭和 48 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 1 日公安委員会訓令第 3 号）
この訓令は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 28 日公安委員会訓令第 2 号）
この訓令は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 9 月 26 日公安委員会訓令第 4 号）
この訓令は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 11 月 28 日公安委員会訓令第 8 号）
この訓令は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 1 月 30 日公安委員会訓令第 1 号）
この訓令は、昭和 54 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 3 月 31 日公安委員会訓令第 2 号）
この訓令は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 6 月 26 日公安委員会訓令第 4 号）
この訓令は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 10 月 10 日公安委員会訓令第 4 号）
この訓令は、昭和 55 年 10 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 12 月 5 日公安委員会訓令第 6 号）
この訓令は、昭和 55 年 12 月 5 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 12 月 26 日公安委員会訓令第 7 号）
この訓令は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 12 月 26 日公安委員会訓令第 8 号）
この訓令は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 2 月 6 日公安委員会訓令第 1 号）
この訓令は、昭和 56 年 2 月 24 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 6 月 19 日公安委員会訓令第 4 号）
この訓令は、昭和 56 年 7 月 17 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 23 日公安委員会訓令第 3 号）
この訓令は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 1 月 14 日公安委員会訓令第 2 号）
この訓令は、昭和 58 年 1 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 4 月 1 日公安委員会訓令第 6 号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 8 月 17 日公安委員会訓令第 3 号）
この訓令は、昭和 59 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 2 月 15 日公安委員会訓令第 3 号）
この訓令は、昭和 60 年 2 月 15 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 4 月 1 日公安委員会訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 1 月 24 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 61 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 3 月 28 日公安委員会訓令第 7 号)

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 4 月 4 日公安委員会訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 61 年 4 月 4 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 12 月 19 日公安委員会訓令第 10 号)

この訓令は、昭和 61 年 12 月 19 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 1 月 23 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 62 年 1 月 23 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 3 月 27 日公安委員会訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 6 月 11 日公安委員会訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 62 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 10 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 63 年 3 月 10 日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月 16 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 4 月 1 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 12 月 21 日公安委員会訓令第 8 号)

この訓令は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 8 月 9 日公安委員会訓令第 2 号)

1 この訓令は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に第 1 種運転免許を受けている者で、当該第 1 種免許を受けていた期間（当該第 1 種運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して 1 年に達しないものについては、改正前の公安委員会事務専決規程別表の 2 警察本部の管理官、次席及び所属長補佐の専決事項の部運転免許試験場の項 1、8（初心運転者講習の実施に係る部分に限る。）及び 18 の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成 2 年 12 月 1 日公安委員会訓令第 6 号)

この訓令は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 12 月 13 日公安委員会訓令第 9 号)

この訓令は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 6 月 27 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 2 月 20 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 2 月 28 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月11日公安委員会訓令第6号)

この訓令は、平成4年3月11日から施行する。

附 則 (平成4年3月11日公安委員会訓令第6号の2)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年5月26日公安委員会訓令第9号)

この訓令は、平成4年6月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月30日公安委員会訓令第10号)

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年10月15日公安委員会訓令第11号)

この訓令は、平成4年11月1日から施行する。

附 則 (平成5年7月8日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月7日公安委員会訓令第5号)

この訓令は、平成5年12月7日から施行する。

附 則 (平成6年4月21日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成6年9月28日公安委員会訓令第5号の2)

この訓令は、平成6年9月28日から施行する。

附 則 (平成6年9月30日公安委員会訓令第7号)

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月15日公安委員会訓令第11号)

この訓令は、平成6年11月15日から施行する。

附 則 (平成7年3月8日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成7年3月8日から施行する。

附 則 (平成7年3月13日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月27日公安委員会訓令第6号)

この訓令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 (平成7年9月19日公安委員会訓令第9号)

この訓令は、平成7年9月19日から施行する。

附 則 (平成8年8月8日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成9年10月9日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成9年10月9日から施行する。

附 則 (平成10年3月12日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月3日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年10月29日公安委員会訓令第5号)

この訓令は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 1 月 21 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 11 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 4 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 10 月 21 日公安委員会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 31 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 4 月 27 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 6 月 29 日公安委員会訓令第 5 号)

この訓令は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 8 月 10 日公安委員会訓令第 6 号)

この訓令は、平成 12 年 8 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 11 月 21 日公安委員会訓令第 7 号)

この訓令は、平成 12 年 11 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 2 月 1 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 23 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 14 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 27 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 5 月 23 日公安委員会訓令第 5 号)

この訓令は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 6 月 27 日公安委員会訓令第 6 号)

この訓令は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 9 月 19 日公安委員会訓令第 10 号)

この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 6 月 12 日公安委員会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 8 月 21 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 11 月 27 日公安委員会訓令第 5 号)

この訓令は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 6 月 28 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日公安委員会訓令第 7 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 6 月 24 日公安委員会訓令第 9 号)

この訓令は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 11 月 17 日公安委員会訓令第 10 号)

この訓令は、平成 17 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 11 月 24 日公安委員会訓令第 11 号)

この訓令は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 12 月 16 日公安委員会訓令第 12 号)

この訓令は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 24 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日公安委員会訓令第 6 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 4 月 20 日公安委員会訓令第 8 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 4 月 27 日公安委員会訓令第 9 号)

この訓令は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 5 月 30 日公安委員会訓令第 12 号)

この訓令は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 6 月 22 日公安委員会訓令第 13 号)

この訓令は、平成 18 年 6 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 8 月 10 日公安委員会訓令第 14 号)

この訓令は、平成 18 年 8 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 12 月 7 日公安委員会訓令第 15 号)

この訓令は、平成 18 年 12 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 1 月 25 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 19 年 1 月 29 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 26 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 5 月 25 日公安委員会訓令第 5 号)

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）の施行の日〔平成 19 年 6 月 1 日〕から施行する。

附 則 (平成 19 年 5 月 25 日公安委員会訓令第 6 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 5 月 31 日公安委員会訓令第 7 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 6 月 14 日公安委員会訓令第 8 号)

この訓令は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 9 月 13 日公安委員会訓令第 9 号)

この訓令は、平成 19 年 9 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 11 月 22 日公安委員会訓令第 10 号)
この訓令は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 2 月 21 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 13 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 5 月 20 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 7 月 1 日公安委員会訓令第 5 号)
この訓令は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 7 月 17 日公安委員会訓令第 6 号)
この訓令は、平成 20 年 7 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 11 月 13 日公安委員会訓令第 7 号)
この訓令は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 27 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 5 月 29 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 5 月 31 日公安委員会訓令第 4 号)
この訓令は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 7 月 16 日公安委員会訓令第 5 号)
この訓令は、平成 21 年 7 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 11 月 26 日公安委員会訓令第 6 号)
この訓令は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 26 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 10 月 28 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 8 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 9 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、平成 24 年 3 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 10 月 30 日公安委員会訓令第 4 号)
この訓令は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 1 月 9 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、平成 25 年 1 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 26 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 17 日公安委員会訓令第 5 号）
この訓令は、平成 25 年 10 月 21 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 20 日公安委員会訓令第 1 号）
この訓令は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 18 日公安委員会訓令第 2 号）
この訓令は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 7 日公安委員会訓令第 3 号）
この訓令は、平成 26 年 10 月 7 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 16 日公安委員会訓令第 1 号）
この訓令は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日公安委員会訓令第 3 号）
この訓令は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 17 日公安委員会訓令第 4 号）
この訓令は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日公安委員会訓令第 6 号）
この訓令は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 15 日公安委員会訓令第 7 号）
この訓令は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日公安委員会訓令第 2 号）
この訓令は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日公安委員会訓令第 5 号）
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 21 日公安委員会訓令第 6 号）
この訓令は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 25 日公安委員会訓令第 8 号）
この訓令は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 21 日公安委員会訓令第 1 号）
この訓令は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 13 日公安委員会訓令第 3 号）
この訓令は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 29 日公安委員会訓令第 4 号）
この訓令は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 14 日公安委員会訓令第 2 号）
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日公安委員会訓令第 4 号）
この訓令は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 11 日公安委員会訓令第 5 号）
この訓令は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 1 日公安委員会訓令第 6 号）
この訓令は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成30年10月11日公安委員会訓令第7号)

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則 (平成31年2月1日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月7日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月12日公安委員会訓令第1号)

この訓令中第1条の規定は令和2年3月26日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月5日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、令和2年8月6日から施行する。

附 則 (令和2年8月26日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月15日公安委員会訓令第5号)

この訓令は、令和2年10月26日から施行する。

附 則 (令和2年12月1日公安委員会訓令第6号)

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月11日公安委員会訓令第7号)

この訓令は、令和2年12月11日から施行する。

附 則 (令和3年3月4日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

附 則 (令和3年12月17日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、令和4年1月4日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則 (令和4年5月13日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 (令和4年6月24日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月19日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、令和5年3月24日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月13日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、令和5年7月14日から施行する。

附 則 (令和5年9月7日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、令和5年9月7日から施行する。

附 則（令和6年2月13日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、令和6年2月15日から施行する。

附 則（令和6年3月29日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月24日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年2月21日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、令和7年3月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月10日公安委員会訓令第5号）

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和7年11月19日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、令和7年11月28日から施行する。

別表

1 警察本部長及び警察本部の所属長の専決事項

専決者 所属名	警察本部長	警察本部の部長	警察本部の所属長（部長を除く。）
共通	1 警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定による援助の要求及び援助（大規模な災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合における緊急のもの、犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第13条第1項及び第2項の規定による専門捜査員の派遣に係るもの並びに警察用航空機を運用することができない場合におけるその派遣に係るものであって緊急のものに限る。） 2 警察法第60条第2項の規定による連絡（大規模な災害が発生し、	1 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定による審査基準の設定及び公表 2 行政手続法第6条の規定による標準処理期間の設定及び公表 3 行政手続法第12条第1項の規定による処分基準の設定及び公表 4 行政手続条例（平成7年兵庫県条例第22号）第5条の規定による審査基準の設定及び公表 5 行政手続条例第6条の規定による標準処理期間の設定及び公表 6 行政手続条例第12条第1項の規定による処分基準の設定及び公表	1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による手続（同法第25条の規定による執行停止、同法第26条の規定による執行停止の取消し、同法第45条の規定による裁決、同法第46条の規定による認容及び第49条の規定による裁決を除く。） 2 行政手続法第8条第1項の規定による許認可等を拒否する処分に係る理由の提示 3 行政手続法第10条の規定による公聴会等の開催 4 行政手続法第11条第2項の規定による他の行政庁との相互連絡 5 行政手続法第14条の規定による不利益処分理由の提示 6 行政手続法第15条第1項の規定による聴聞の通知 7 行政手続法第15条第3項の規定による不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞に係る書面の提示 8 行政手続法第16条の規定による代理人の資格に係る届出の受理 9 行政手続法第18条の規定による資料の閲覧の許可並びに日時及び場所の指定 10 行政手続法第19条第1項の規定による聴聞の主宰者（公安委員会が指名する公安委員を除く。）の指名 11 行政手続法第20条第6項の規定による聴聞の公開の決定 12 行政手続法第22条第3項において準用する同法第15条第3項の規定による当事者又は参加人の所在が判明しない場合における聴聞に係る書面の提示

<p>又は正に発生しようとしている場合における緊急の援助の要求に係るもの、犯罪捜査共助規則第13条第1項の規定による専門捜査員の派遣の要求に係るもの及び警察用航空機を運用することができない場合におけるその派遣の要求に係るものであって緊急の援助の要求に係るものに限る。)</p>			<p>13 行政手続法第24条第4項の規定による聴聞終結後の聴聞調書及び報告書の閲覧の許可</p> <p>14 行政手続法第25条の規定による聴聞の再開の命令</p> <p>15 行政手続法第25条において準用する同法第22条第2項の規定による次回の聴聞の期日及び場所の通知</p> <p>16 行政手続法第25条において準用する同法第22条第3項の規定による不利益処分の当事者又は参加人の所在が判明しない場合における聴聞に係る書面の掲示</p> <p>17 行政手続法第29条の規定による口頭による弁明の許可又は弁明書及び証拠書類等の受理</p> <p>18 行政手続法第30条の規定による弁明の機会の付与の通知</p> <p>19 行政手続法第31条において準用する同法第15条第3項の規定による不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合における弁明の機会の付与に係る書面の掲示</p> <p>20 行政手続法第31条において準用する同法第16条の規定による代理人の資格に係る届出の受理</p> <p>21 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第3条第3項の規定による新たな聴聞の主宰者の指名</p> <p>22 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第9条の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出の受理、決定及び通知</p> <p>23 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第10条第1項の規定による文書閲覧請求書の受理</p> <p>24 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第12条の規定による聴聞の公開の通知及び公示</p> <p>25 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第19条の規定による聴聞終結後の聴聞調書等閲覧請求書の受理並びに閲覧の許可、日時又は場所の指定及び通知</p> <p>26 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第21条第1項の規定による弁明録取者の指名</p> <p>27 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第24条第1項において準用する同規則第11条の規定による提出物目録の作成及びその写しの交付又は証拠書類等の返還</p> <p>28 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第24条第2項において準用する同規則第9条の規定による弁明の日時又は場所の変更の申出の受理、決定及び通知</p> <p>29 行政手続条例第8条第1項の規定による許認可等を拒否する処分に係る理由の提示</p> <p>30 行政手続条例第10条の規定による公聴会等の開催</p> <p>31 行政手続条例第11条第2項の規定による他の行政庁との相互連絡</p> <p>32 行政手続条例第14条の規定による不利益処分の理由の提示</p> <p>33 行政手続条例第15条第1項の規定による聴聞の通知</p> <p>34 行政手続条例第15条第3項の規定による不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞に係る書面の掲示</p> <p>35 行政手続条例第16条の規定による代理人の資格に係る届出の受理</p> <p>36 行政手続条例第18条の規定による資料の閲覧の許可並びに日時及び場所の指定</p>
--	--	--	---

		<p>37 行政手続条例第 19 条第 1 項の規定による聴聞の主宰者（公安委員会が指名する公安委員を除く。）の指名</p> <p>38 行政手続条例第 20 条第 6 項の規定による聴聞の公開の決定</p> <p>39 行政手続条例第 22 条第 3 項において準用する同条例第 15 条第 3 項の規定による当事者又は参加人の所在が判明しない場合における聴聞に係る書面の掲示</p> <p>40 行政手続条例第 24 条第 4 項の規定による聴聞終了後の聴聞調書及び報告書の閲覧の許可</p> <p>41 行政手続条例第 25 条の規定による聴聞の再開の命令</p> <p>42 行政手続条例第 25 条において準用する同条例第 22 条第 2 項の規定による次回の聴聞の期日及び場所の通知</p> <p>43 行政手続条例第 25 条において準用する同条例第 22 条第 3 項の規定による不利益処分の当事者又は参加人の所在が判明しない場合における聴聞に係る書面の掲示</p> <p>44 聴聞手続規則（平成 8 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 3 条第 3 項の規定による新たな聴聞の主宰者の指名</p> <p>45 聴聞手続規則第 9 条の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出の受理、決定及び通知</p> <p>46 聴聞手続規則第 10 条第 1 項の規定による文書閲覧請求書の受理</p> <p>47 聴聞手続規則第 12 条の規定による聴聞の公開の通知及び公示</p> <p>48 聴聞手続規則第 18 条の規定による聴聞終了後の聴聞調書等閲覧請求書の受理並びに閲覧の許可、日時又は場所の指定及び通知</p> <p>49 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 40 条第 3 項の規定による個人情報保護委員会への報告</p> <p>50 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 230 条の規定による再審査の申請に係る手続（同条第 3 項において準用する行政不服審査法第 35 条の規定による執行停止の取消し及び同法第 40 条の規定による裁決を除く。）</p> <p>51 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 232 条の規定による事実の申告に係る手続（同条第 3 項において準用する同法第 164 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知及び同条第 4 項の規定による措置を除く。）</p>
総務課		<p>1 情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号）第 5 条の規定による請求書の受理</p> <p>2 情報公開条例第 10 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による公開決定等の通知</p> <p>3 情報公開条例第 11 条第 2 項の規定による公開決定等の期間の延長の通知</p> <p>4 情報公開条例第 12 条第 1 項の規定による公開決定等の期限の特例の適用の通知</p> <p>5 情報公開条例第 13 条の規定による事案の移送</p> <p>6 情報公開条例第 14 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与</p> <p>7 情報公開条例第 14 条第 3 項の規定による公開決定の通知</p> <p>8 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 77 条の規定による開示請求書の受理</p> <p>9 個人情報の保護に関する法律第 82 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による開示決定等の通知</p>

			<p>10 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）第4条第2項の規定による開示決定等の期間の延長の通知</p> <p>11 個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定による開示決定等の期限の特例の適用の通知</p> <p>12 個人情報の保護に関する法律第85条の規定による事案の移送</p> <p>13 個人情報の保護に関する法律第86条第1項及び第2項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与</p> <p>14 個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定による開示決定の通知</p> <p>15 個人情報の保護に関する法律第91条の規定による訂正請求書の受理</p> <p>16 個人情報の保護に関する法律第92条の規定による訂正の実施</p> <p>17 個人情報の保護に関する法律第93条第1項及び第2項の規定による訂正決定等の通知</p> <p>18 個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定による訂正決定等の期間の延長の通知</p> <p>19 個人情報の保護に関する法律第95条の規定による訂正決定等の期限の特例の適用の通知</p> <p>20 個人情報の保護に関する法律第96条の規定による事案の移送</p> <p>21 個人情報の保護に関する法律第97条の規定による訂正の実施の通知</p> <p>22 個人情報の保護に関する法律第99条の規定による利用停止請求書の受理</p> <p>23 個人情報の保護に関する法律第100条の規定による利用停止の実施</p> <p>24 個人情報の保護に関する法律第101条第1項及び第2項の規定による利用停止決定等の通知</p> <p>25 個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定による利用停止決定等の期間の延長の通知</p> <p>26 個人情報の保護に関する法律第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例の適用の通知</p> <p>27 個人情報の保護に関する法律第112条第1項の規定による行政機関等匿名加工情報の提案の受理</p> <p>28 個人情報の保護に関する法律第114条第1項の規定による行政機関等匿名加工情報の提案の審査</p> <p>29 個人情報の保護に関する法律施行条例第13条第1項の規定による行政機関等匿名加工情報の提案の審査に係る諮問</p> <p>30 個人情報の保護に関する法律第114条第2項及び第3項の規定による行政機関等匿名加工情報の提案をした者への通知</p> <p>31 個人情報の保護に関する法律第115条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結</p> <p>32 個人情報の保護に関する法律第116条第1項の規定による行政機関等匿名加工情報の作成</p> <p>33 個人情報の保護に関する法律第118条第2項において読み替えて準用する同法第114条第2項及び第3項の規定により作成された行政機関等匿名加工情報の提案をした者への通知等</p> <p>34 個人情報の保護に関する法律第120条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除</p>
--	--	--	--

			35 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則（令和5年兵庫県公安委員会規則第8号）第3条第1項の規定による保有個人情報の提供の実施
県民広報課			1 情報公開条例第15条第1項の規定による公開の実施 2 情報公開条例第3章の規定による手続（同条例第17条の諮問を除く。） 3 個人情報の保護に関する法律第87条第1項の規定による開示の実施 4 個人情報の保護に関する法律第5章第4節第4款の規定による手続（同法第105条の諮問を除く。） 5 個人情報の保護に関する法律第111条の規定による行政機関等匿名加工情報の提案の募集
会計課			1 遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第28条第2項の規定による申請書の受理 2 遺失物法施行規則第29条第1項の規定による届出の受理 3 遺失物法施行規則第29条第2項の規定による公示 4 遺失物法施行規則第29条第3項の規定による届出の受理
警務課	1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和36年兵庫県条例第44号）第2条第1号の規定による認定（死亡又は警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成18年国家公安委員会規則第23号）別表第2の8級以上の障害等級に該当する程度の障害に係るものを除く。） 2 警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する条例（昭和43年兵庫県条例第34号）第4条の規定による見舞金の支給の決定 3 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第12条第1項の規定による仮給付金の支給の決定 4 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法	1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例第2条第2号から第5号までの規定による実施又は決定 2 警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金支給規則（昭和45年兵庫県公安委員会規則第12号）第3条の規定による見舞金の支給決定 3 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第2項の規定による変更の承認 4 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第8条第3項の規定による報告又は資料の提出の要求 5 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第9条の規定による解任の勧告	1 刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第141条の2の規定による逮捕状又は逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員の指定の通知及び変更の通知 2 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第19条第3項に規定する没収保全及び附帯保全を請求することができる司法警察員の指定の通知及び変更の通知 3 不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項に規定する没収保全及び附帯保全を請求することができる司法警察員の指定の通知及び変更の通知 4 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第23条第1項に規定する没収保全及び附帯保全を請求することができる司法警察員の指定の通知及び変更の通知 5 犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号）第2条第2項の規定による傍受令状を請求することができる司法警察員の指定の通知及び変更の通知 6 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第10条第1項の規定による申請の受理並びに同法第13条第1項及び第2項の規定による調査、照会等の事務 7 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第13条第1項の規定による関係人に対する旅行依頼 8 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）第19条の規定による届出の受理並びに同規則第20条第1項の規定による裁定、裁定申請却下又は仮給付金支給決定の通知及び同条第2項の規定による支払請求書の交付 9 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第1条第1項の規定による申請書の受理 10 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第2条の規定による指定の公示

	<p>律第 23 条第 5 項の規定による命令</p>		<p>11 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 3 条第 1 項の規定による名称等の変更の届出書の受理</p> <p>12 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 3 条第 3 項の規定による変更に係る事項の公示</p> <p>13 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 3 条第 4 項の規定による変更後の内容に係る書類の受理</p> <p>14 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 8 条第 1 項の規定による事業計画書等の受理</p> <p>15 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 8 条第 2 項の規定による事業報告書等の受理</p> <p>16 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 10 条第 1 項の規定による廃止の届出書の受理</p> <p>17 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 10 条第 2 項の規定による指定の取消しの申請書の受理</p> <p>18 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 11 条の規定による指定等に関する意見聴取</p> <p>19 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 12 条の規定による指定の取消しの公示</p> <p>20 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律（平成 28 年法律第 73 号）第 9 条第 1 項の規定による申請の受理、同法第 10 条の規定による援助に係る事務、同法第 12 条第 2 項の規定による情報の受理並びに同法第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による調査、照会等の事務</p> <p>21 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律第 13 条第 1 項の規定による関係人に対する旅行依頼</p> <p>22 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律施行規則（平成 28 年 国家公安委員会規則第 23 号）第 10 条第 1 項の規定による裁定又は裁定申請却下の通知及び同条第 2 項の規定による支払い請求書の交付</p>
<p>組織犯罪対策課</p>	<p>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 5 号）第 10 条第 1 項の規定による指定（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 3 条又は第 4 条の規定による指定に限る。以下この項において同じ。）に係る補佐人の出席の許可</p> <p>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 12 条第 1 項の</p>	<p>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 6 条第 4 項及び第 8 条第 5 項の規定による確認の通知の受理（指定の要件に該当しない旨の確認の場合を除く。）</p> <p>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 7 条第 4 項の規定による公示事項の変更の公示</p> <p>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 8 条第 3 項の規定による指定の取消し</p> <p>4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する</p>	<p>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 5 条第 2 項の規定による意見聴取の通知及び公示</p> <p>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 7 条第 1 項（同法第 8 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による指定の公示</p> <p>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 7 条第 3 項（同法第 8 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による指定の通知</p> <p>4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 33 条第 1 項の規定による指定に係る立入りの実施の決定</p> <p>5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 36 条第 1 項の規定による報告</p> <p>6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 36 条第 2 項の規定による通報の受理</p> <p>7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 36 条第 4 項の規定による指定に係る協力の要求（検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。）</p> <p>8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第 35 条第 1 項の規定による指定に係る提出資料目録の作成</p>

<p>規定による指定に係る参考人の出席の要求</p> <p>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第16条第2項 (同項の規定の例によることとされる場合を含む。)</p> <p>4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第23条第1項の規定による指定に係る意見聴取の続行の場合の期日及び場所の決定 (意見聴取の期日において主宰者が決定している場合を除く。)</p> <p>5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第34条第1項の規定による指定に係る意見聴取の期日外における証拠調の決定(意見聴取の期日において主宰者が決定している場合を除く。)</p> <p>6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第40条第1項の規定による指定に係る意見聴取の再開の場合の期日及び場所の決定</p>	<p>法律第33条第1項の規定による指定に係る報告又は資料の提出の要求</p> <p>5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による指定に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案を除く。)</p> <p>6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第2条第2項の規定による指定に係る主宰者たる意見聴取官の決定</p> <p>7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第11条の規定による指定に係る付添いの勧告</p> <p>8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第17条第1項の規定による指定に係る陳述書の提出の要求</p> <p>9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第35条第2項において準用する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)第35条第3項の規定による指定に係る提出資料の返還</p> <p>10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意</p>	<p>9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第35条第2項の規定による指定に係る提出資料目録の写しの交付</p> <p>10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第35条第3項の規定による指定に係る提出資料の返還</p> <p>11 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第39条の規定による指定に係る照会及び回答</p> <p>12 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第47条第1項及び第2項(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第41条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>13 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第47条第3項(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第41条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>14 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第9条第1項の規定による指定に係る代理人選任届出書の受理(意見聴取の期日以外に届出された場合に限る。)</p> <p>15 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第10条第1項の規定による指定に係る補佐人の出席の書面の提出の受理</p> <p>16 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第10条第2項の規定による指定に係る通知</p> <p>17 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第12条第2項の規定による指定に係る参考人の出席の申出の受理</p> <p>18 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第12条第3項の規定による指定に係る通知</p> <p>19 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第16条第1項(同項の規定の例によることとされる場合を含む。)</p> <p>20 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第16条第3項(同項の規定の例によることとされる場合を含む。)</p> <p>21 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第17条第2項の規定による指定に係る陳述書の提出の受理</p> <p>22 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第23条第2項の規定による指定に係る意見聴取の続行の通知及び公示</p> <p>23 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第27条の規定による指定に係る証拠書類等の提出の受理(意見聴取の期日以外の時に提出された場合に限る。)</p>
---	--	--

		見聴取の実施に関する規則第39条第1項の規定による指定に係る連絡	<p>24 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第34条第2項の規定による指定に係る通知</p> <p>25 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第34条第3項の規定による指定に係る証拠調書の作成</p> <p>26 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第35条第1項の規定による指定に係る提出物目録の作成（意見聴取の期日以外の時に提出された場合に限る。）</p> <p>27 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第35条第2項において準用する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第35条第2項の規定による指定に係る提出資料目録の写しの交付（意見聴取の期日以外の時に提出された場合に限る。）</p> <p>28 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第38条の規定による指定に係る意見聴取の公示に伴う措置</p> <p>29 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第40条第2項の規定による指定に係る意見聴取の通知及び公示</p>
暴力団対策課	<p>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項第7号の規定による委託</p> <p>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第5項の規定による命令</p> <p>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第34条第4項の規定による許可</p> <p>4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第10条第1項の規定による指定（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第30条の8第1項の規定による指定に限る。以下この項において「特定指</p>	<p>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項の規定による講習の計画の決定</p> <p>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第8項又は第30条の8第4項において準用する同法第7条第4項の規定による公示事項の変更の公示</p> <p>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第28条第3項の規定による離脱希望者の状況について暴力追放運動推進センターから報告を求める旨の決定</p> <p>4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第33条第1項の規定による特定指定又は命令に係る報告又は資料の提出の要求</p>	<p>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第13条の規定による申出の受理及び援助を行う旨の決定（定型的で警察署限りで行うことが可能であるとされる援助を除く。）</p> <p>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項の規定による援助を行う旨の決定（定型的で警察署限りで行うことが可能であるとされる援助を除く。）</p> <p>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項の規定による講習の実施</p> <p>4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第3項の規定による通知</p> <p>5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条第4項の規定による標章の貼付け及び同条第5項の規定による標章の取除き</p> <p>6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第5項の規定による標章の貼付け及び同条第6項の規定による標章の取除き</p> <p>7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第8項若しくは同条第9項又は第30条の8第4項若しくは同条第5項において準用する同法第5条第2項の規定による意見聴取の通知及び公示</p> <p>8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第8項若しくは同条第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項若しくは同条第5項又は第30条の12第2項において準用する同法第7条第1項の規定による指定の公示</p> <p>9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第8項若しくは同条第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項若しくは同条第5項又は第30条の12第2項において準用する同法第7条第3項の規定による指定の通知</p>

	定」という。)又は命令に係る補佐人の出席の許可		
5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第12条第1項の規定による特定指定又は命令に係る参考人の出席の要求	5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案を除く。)	10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の11第3項の規定による標章の貼付け及び同条第4項の規定による標章の取除き
6	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第16条第2項(同項の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定による特定指定又は命令に係る意見聴取の期日及び場所の変更	6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第2条第2項の規定による特定指定又は命令に係る主宰者たる意見聴取官の決定	11 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第28条第1項の規定による援護等の措置を行う旨の決定(定型的で警察署限りで行うことが可能であるとされる援護等を除く。)
7	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第23条第1項の規定による特定指定又は命令に係る意見聴取の続行の場合の期日及び場所の決定(意見聴取の期日において主宰者が決定している場合を除く。)	7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第11条の規定による特定指定又は命令に係る付添いの勧告	12 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第33条第1項の規定による特定指定又は命令に係る立入りの実施の決定
8	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第34条第1項の規定による特定指定又は命令に係る意見聴取の期日外における証拠調の決定(意見聴取の期日において主宰者が決定している場合を除く。)	8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第17条第1項の規定による特定指定又は命令に係る陳述書の提出の要求	13 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第33条第2項の規定による立入検査をする警察職員の携帯する身分を示す証明書の作成及び発行事務
9	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する	9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第35条第2項において準用する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第35条第3項の規定による特定指定又は命令に係る提出資料の返還	14 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第34条第2項(同法第35条第5項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取の通知及び公示
		10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第3項の規定による報告及び通報の受理	15 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第3項の規定による報告及び通報の受理
		7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	16 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)
		8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	17 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第15条の規定による援助の申出の受理
		9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	18 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項の規定による選任の届出の受理
		10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	19 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第19条第1項の規定による責任者講習の通知
		11 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	20 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第19条第2項の規定による責任者講習受講申込書の受理
		12 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	21 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第19条第3項の規定による受講修了書の交付
		13 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	22 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第35条第1項の規定による特定指定又は命令に係る提出資料目録の作成
		14 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	23 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第35条第2項の規定による特定指定又は命令に係る提出資料目録の写しの交付
		15 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	24 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第35条第3項の規定による特定指定又は命令に係る提出資料の返還
		16 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	25 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第39条の規定による特定指定に係る照会及び回答
		17 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	26 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第40条第1項の規定による照会及び回答
		18 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	27 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第40条第2項の規定による送付
		19 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	28 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第41条第1項の規定による依頼及び協力
		20 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	29 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第41条第2項の規定による措置
		21 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による特定指定又は命令に係る協力の要求(検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。)	30 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第47条第1項及び第2項(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第41条第2

	<p>規則第 40 条第 1 項の規定による特定指定又は命令に係る意見聴取の再開の場合の期日及び場所の決定</p> <p>10 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 7 号）第 7 条第 1 項の規定による相談事業規程の承認</p> <p>11 不当要求情報管理機関登録規程（平成 3 年国家公安委員会告示第 5 号）第 5 条（第 8 条第 2 項及び第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による登録</p> <p>12 不当要求情報管理機関登録規程第 12 条第 1 項の規定による登録の取消し</p>	<p>11 暴力追放運動推進センターに関する規則第 1 条第 1 項の規定による申請書の受理</p> <p>12 暴力追放運動推進センターに関する規則第 2 条の規定による指定の公示</p> <p>13 暴力追放運動推進センターに関する規則第 3 条第 1 項の規定による名称等の変更の届出の受理</p> <p>14 暴力追放運動推進センターに関する規則第 3 条第 2 項の規定による変更に係る事項の公示</p> <p>15 暴力追放運動推進センターに関する規則第 3 条第 3 項の規定による書類の内容の変更の届出の受理</p> <p>16 暴力追放運動推進センターに関する規則第 8 条第 1 項の規定による開始の届出の受理</p> <p>17 暴力追放運動推進センターに関する規則第 8 条第 2 項の規定による開始の公示</p> <p>18 暴力追放運動推進センターに関する規則第 9 条第 1 項の規定による休廃止の届出の受理</p> <p>19 暴力追放運動推進センターに関する規則第 9 条第 2 項の規定による再開の届出の受理</p> <p>20 暴力追放運動推進センターに関する規則第 9 条第 3 項の規定による公示</p> <p>21 暴力追放運動推進センターに関する規則第 12 条第 1 項の規定による事業計画書等の受理</p> <p>22 暴力追放運動推進センターに関する規則第 12 条第 2 項の規定による事業報告書等の受理</p>	<p>項において準用する場合を含む。)の規定による特定指定又は命令に係る認定</p> <p>31 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第 47 条第 3 項（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 41 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による特定指定又は命令に係る記録の作成</p> <p>32 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 9 条第 1 項の規定による特定指定又は命令に係る代理人選任届出書の受理（意見聴取の期日以外にときに届出された場合に限る。）</p> <p>33 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 10 条第 1 項の規定による特定指定又は命令に係る補佐人の出席の書面の提出の受理</p> <p>34 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 10 条第 2 項の規定による特定指定又は命令に係る通知</p> <p>35 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 12 条第 2 項の規定による特定指定又は命令に係る参考人の出席の申出の受理</p> <p>36 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 12 条第 3 項の規定による特定指定又は命令に係る通知</p> <p>37 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 16 条第 1 項（同項の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による特定指定又は命令に係る意見聴取の変更の申出の受理</p> <p>38 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 16 条第 3 項（同項の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による特定指定又は命令に係る意見聴取の変更の通知及び公示</p> <p>39 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 17 条第 2 項の規定による特定指定又は命令に係る陳述書の提出の受理</p> <p>40 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 23 条第 2 項の規定による特定指定又は命令に係る意見聴取の続行の通知及び公示</p> <p>41 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 27 条の規定による特定指定又は命令に係る証拠書類等の提出の受理（意見聴取の期日以外の時に提出された場合に限る。）</p> <p>42 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 34 条第 2 項の規定による特定指定又は命令に係る通知</p> <p>43 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 34 条第 3 項の規定による特定指定又は命令に係る証拠調書の作成</p> <p>44 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 35 条第 1 項の規定による特定指</p>
--	--	---	---

		23 暴力追放運動推進センターに関する規則第12条第3項の規定による報告又は資料の提出の要求	定又は命令に係る提出物目録の作成（意見聴取の期日以外の時に提出された場合に限る。）
		24 暴力追放運動推進センターに関する規則第13条の規定による解任の勧告	45 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第35条第2項において準用する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第35条第2項の規定による特定指定又は命令に係る提出物目録の写しの交付（意見聴取の期日以外の時に提出された場合に限る。）
		25 暴力追放運動推進センターに関する規則第14条の規定による指定の取消しの公示	46 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第38条の規定による特定指定又は命令に係る意見聴取の公示に伴う措置
		26 不当要求情報管理機関登録規程第4条第1項（第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理	47 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第40条第2項の規定による特定指定又は命令に係る意見聴取の通知及び公示
		27 不当要求情報管理機関登録規程第6条（第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付	48 暴力団排除条例第30条第1項の規定による命令（同条例第14条又は第22条第1項から第3項までの規定による命令に限る。）に係る立入りの実施の決定
		28 不当要求情報管理機関登録規程第9条第1項の規定による変更の届出の受理	49 暴力団排除条例第30条第2項の規定による立入検査をする警察職員の携帯する身分を示す証明書の作成及び発行事務
		29 不当要求情報管理機関登録規程第9条第2項の規定による登録証の書換え	50 暴力団排除条例第32条の規定による通知及び意見の聴取の実施
		30 不当要求情報管理機関登録規程第11条の規定による廃止の届出の受理	
		31 不当要求情報管理機関登録規程第12条第2項の規定による登録の取消しの通知	
		32 不当要求情報管理機関登録規程第13条の規定による登録証の返納の受理	
		33 不当要求情報管理機関登録規程第14条の規定による報告の要求	

		<p>34 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第30条第1項の規定による命令（同条例第14条又は第22条第1項から第3項までの規定による命令に限る。）に係る報告又は資料の提出の要求</p> <p>35 暴力団排除条例第31条の規定による勧告に係る報告又は資料の提出の要求</p>	
薬物銃器対策課			<p>1 薬物の濫用の防止に関する条例第20条第2項の規定による立入調査の実施の決定</p> <p>2 薬物の濫用の防止に関する条例第20条第3項の規定による立入調査をする警察職員の携帯する身分を示す証明書の作成及び発行事務</p>
国際捜査課	<p>1 国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）第6条の規定による国家公安委員会からの共助の要請に関する事務</p> <p>2 国際捜査共助等に関する法律第14条第2項の規定による処分を終えた場合等の措置に関する事務</p> <p>3 国際捜査共助等に関する法律第18条第1項第1号の規定による国際刑事警察機構への協力措置に関する事務</p>		
生活安全企画課		<p>1 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第3条第2項の規定による登録業務の実施要領の変更の承認</p> <p>2 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第7条の規定による是正又は改善のための勧告</p> <p>3 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第8条の規定による</p>	<p>1 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第3条第1項の規定による変更の届出の受理</p> <p>2 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第5条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書並びに同条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理</p> <p>3 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第6条の規定による登録業務に関する報告又は資料提出の要求</p> <p>4 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第11条第1項又は第2項の規定による公示</p>

		<p>登録業務の休止又は廃止の承認</p> <p>4 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 9 条第 1 項の規定による申出の受理及び援助を行う旨の決定</p> <p>5 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第 9 条第 2 項の規定による事例分析の委託</p> <p>6 不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成 11 年国家公安委員会規則第 12 号）第 1 条第 2 項の規定による援助に必要な書類その他の物件の提出要請</p> <p>7 不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則第 2 条の規定による援助措置</p>	
保安課		<p>1 古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 21 条の 5 第 1 項及び第 21 条の 6 第 1 項の規定による認定</p> <p>2 古物営業法第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定による指示</p> <p>3 古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号）第 12 条第 1 項の規定による標識等の承認</p> <p>4 古物営業法施行規則第 23 条の規定による承認</p> <p>5 古物営業法施行規則第 25 条第 5 項の規定による業務規程又は情報管理規程の変更の認可</p>	<p>1 質屋営業法第 2 条第 1 項の規定による質屋営業の許可</p> <p>2 古物営業法第 3 条の規定による営業の許可</p> <p>3 質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 26 条第 2 項の規定による聴聞の通知並びに期日及び場所の公示</p> <p>4 質屋営業法第 27 条第 2 項の規定による行政処分者の他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理</p> <p>5 古物営業法第 5 条第 3 項の規定による不許可の通知</p> <p>6 古物営業法第 6 条第 2 項の規定による公告</p> <p>7 古物営業法第 8 条の 2 第 1 項の規定による公衆への閲覧の実施</p> <p>8 古物営業法第 8 条の 2 第 2 項の規定による補正</p> <p>9 古物営業法第 13 条第 4 項の規定による管理者の解任勧告の通知</p> <p>10 古物営業法第 23 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 24 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による営業停止等の通知</p> <p>11 古物営業法第 25 条第 2 項の規定による聴聞の通知並びに期日及び場所の公示</p> <p>12 古物営業法第 26 条の規定による情報の提供</p> <p>13 古物営業法第 27 条第 1 項の規定による報告及び通報の受理</p> <p>14 古物営業法第 27 条第 2 項の規定による他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理</p> <p>15 古物営業法施行規則第 12 条第 2 項の規定による承認又は承認の取消しの公示</p>

		6 古物営業法施行規則第27条の規定による是正又は改善のための勧告	16 古物営業法施行規則第19条の7第1項（同規則第19条の12において準用する場合を含む。）の規定による認定の通知及び公示
		7 金属くず営業条例（昭和39年兵庫県条例第56号）第20条の規定による指示	17 古物営業法施行規則第19条の7第2項（同規則第19条の12において準用する場合を含む。）の規定による不認定の通知
		8 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による認定	18 古物営業法施行規則第19条の10第2項（同規則第19条の14第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消しの公示
		9 警備業法第7条第2項の規定による認定の有効期間の更新	19 古物営業法施行規則第22条第1項の規定による承認申請書の受理
		10 警備業法第22条第2項及び第42条第2項の規定による資格者の認定	20 古物営業法施行規則第24条第1項の規定による承認の通知及び公示
		11 警備業法第48条の規定による指示	21 古物営業法施行規則第24条第2項の規定による不承認の通知
		12 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第39条第3項の規定による専任の指導教育責任者を選任することを要しないことの承認	22 古物営業法施行規則第25条第1項の規定による変更届出書の受理
		13 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年兵庫県公安委員会規則第1号）第2条ただし書の規定による警備業務対象施設の認定	23 古物営業法施行規則第25条第3項の規定による変更しようとする年月日及び変更しようとする事項の公示
		14 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第14条の規定による指示	24 古物営業法施行規則第25条第4項の規定による変更後の事項を記載した書類の受理
		15 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲等の所持の許可	25 古物営業法施行規則第25条第5項の規定による業務規程又は情報管理規程の変更に係る業務規程又は情報管理規程の受理
		16 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定に	26 古物営業法施行規則第25条第5項の規定による業務規程又は情報管理規程の変更に係る認可又は不認可の通知
			27 古物営業法施行規則第26条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理
			28 古物営業法施行規則第26条第2項の規定による事業報告書及び収支予算書の受理
			29 古物営業法施行規則第26条第3項の規定による回答業務に関する報告又は資料提出の要求
			30 古物営業法施行規則第27条の規定による是正又は改善の勧告の通知
			31 古物営業法施行規則第28条第1項の規定による廃止届出書の受理
			32 古物営業法施行規則第28条第3項の規定による廃止届出書の提出の公示
			33 古物営業法施行規則第29条第2項の規定による承認の取消しの公示
			34 行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号。以下「行商従業者証等承認規程」という。）第2条の規定による承認申請書（作成した行商従業者証又は標識を兵庫県の区域内に限って利用させようとするものに限る。）の受理
			35 行商従業者証等承認規程第5条の規定による資料の提出要求
			36 行商従業者証等承認規程第6条第1項の規定による作成・交付事業の廃止の提出の受理
			37 行商従業者証等承認規程第7条の規定による承認の取消しの通知
			38 金属くず営業条例第3条の規定による金属くず商の許可
			39 金属くず営業条例第12条第3項の規定による管理者の解任勧告の通知
			40 金属くず営業条例第20条及び第21条の規定による営業停止等の通知

		よる医師の指定及び命令	41 金属くず営業条例第 22 条第 2 項の規定による聴聞の期日及び場所の通知及び公示
17	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 2 第 1 項の規定による指定射撃場の指定		42 警備業法第 11 条第 2 項の規定による他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理 43 警備業法第 22 条第 2 項第 1 号及び同条第 8 項並びに第 42 条第 2 項第 1 号の規定による講習の実施
18	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 2 第 2 項の規定による指定射撃場の指定解除		44 警備業法第 23 条第 1 項の規定による検定の実施 45 警備業法第 23 条第 4 項の規定による検定合格者の認定 46 警備業法第 46 条の規定による警備業者に対する報告又は資料提出の要求
19	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 1 項の規定による教習射撃場の指定		47 警備業法第 47 条第 1 項の規定による営業所、基地局又は待機所に対する警察職員の立入検査等の指示 48 警備業法第 48 条又は第 49 条の規定による営業停止等の通知 49 警備業法第 50 条第 2 項の規定による聴聞の通知並びに期日及び場所の公示
20	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 3 項（同法第 9 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃指導員等の解任命令		50 警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条の規定による審査の実施 51 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）第 2 条（同規則第 13 条において準用する場合を含む。）の規定による講習の実施期日、場所その他必要な事項の公示
21	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 5 第 2 項の規定による射撃教習資格の認定		52 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 7 条第 1 項及び第 12 条第 1 項による講習課程修了者に対する修了証明書の交付 53 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 10 条の規定による警備業者に対する現任指導教育責任者講習の通知
22	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（同法第 9 条の 11 第 2 項、第 10 条の 8 第 2 項及び第 10 条の 8 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による銃砲等の保管の設備及び方法の改善その他危害予防上必要な措置の命令		54 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 6 条第 3 項の規定による実技試験を行う警察職員の指定 55 警備員等の検定等に関する規則第 7 条の規定による検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日、場所その他必要な事項の公示 56 警備員等の検定等に関する規則附則第 9 条の規定による検定合格者審査に係る学科試験及び実技試験の実施期日、場所その他必要な事項の公示
23	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 8 第 1 項の規定による教習射撃場の指定解除及び教習修了証明書の交付の禁止		57 探偵業の業務の適正化に関する法律第 13 条第 1 項の規定による探偵業者に対する報告若しくは資料提出の要求又は営業所に対する警察職員の立入検査等の指示 58 探偵業の業務の適正化に関する法律第 14 条又は第 15 条の規定による営業停止等の通知
24	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 8 第 2 項の規定による教習射撃場の指定解除		59 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 1 項（同法第 7 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による認知機能検査の実施 60 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 3 第 1 項の規定による猟銃等の取扱いに関する講習会の開催
25	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 9 第 1 項の規定による練習射撃場の指定		61 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 3 第 2 項の規定による講習修了証明書の交付 62 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 3 第 4 項（同法第 9 条の 14 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による猟銃等講習会等の開催に関する事務の一部の委託

		26 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の12第1項の規定による練習射撃場の指定解除	63 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項の規定によるクロスボウの取扱いに関する講習会の開催
		27 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定	64 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第2項の規定による講習修了証明書の交付
		28 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第3項の規定による猟銃等保管業者の業務の廃止及び停止命令	65 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第4項の規定によるクロスボウ講習会の開催に関する事務の一部の委託
		29 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8の2第3項の規定によるクロスボウ保管業者の業務の廃止及び停止命令	66 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項の規定による技能検定の実施
		30 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9の規定による危害予防上必要な措置の指示	67 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第2項の規定による技能検定の合格証明書の交付
		31 銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による報告の徴収並びに医師の指定及び受診命令	68 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施
		32 銃砲刀剣類所持等取締法第13条前段の規定による銃砲等若しくは刀剣類、許可証又は帳簿の提示、検査等の指示	69 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第4項の規定による技能講習に関する事務の一部の委託
		33 銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱	70 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項の規定による猟銃等射撃指導員の指定
		34 銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定による猟銃安全指導委員の解嘱	71 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第2項の規定による猟銃等射撃指導員の指定解除
		35 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第9条第1項の規定による所持許可の期間の決定	72 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定
		36 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）第4条第2項の規定に	73 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第2項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定解除
			74 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の開催
			75 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第2項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の交付
			76 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6第2項及び第27条の2第2項の規定による立入検査等の指示
			77 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6第6項において準用する同法第9条の7第3項の規定による銃砲の保管の設備及び方法の改善その他危害予防上必要な措置の命令
			78 銃砲刀剣類所持等取締法第12条第1項の規定による聴聞の通知並びに期日及び場所の公示
			79 銃砲刀剣類所持等取締法第13条の2の規定による公務所等への照会
			80 銃砲刀剣類所持等取締法第27条の2第1項の規定による報告の要求
			81 銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第6項の規定による研修の実施
			82 銃砲刀剣類所持等取締法第29条第1項の規定による申出の受理
			83 銃砲刀剣類所持等取締法第29条第2項の規定による調査及び措置
			84 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第21条第2項の規定による猟銃等講習会の開催日時、場所等の公表
			85 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第2項の規定によるクロスボウ講習会の開催日時、場所等の公表
			86 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第27条第1項の規定による技能検定の実施日時、場所等の通知
			87 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第36条第1項の規定による年少射撃資格講習会の開催日時、場所等の公表

		よる距離及び区域の決定	88 猟銃安全指導委員規則第8条の規定による解嘱理由の通知及び弁明の機会の付与
37		指定射撃場の指定に関する内閣府令第12条の規定による指定射撃場の指定期間の決定	89 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年兵庫県公安委員会規則第6号）第3条の規定による公示
38		猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）第2条第1項の規定による猟銃安全指導委員の活動区域の決定	90 火薬類取締法第43条第2項の規定による火薬庫等への立入検査等の指示
39		火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第52条第1項の規定による知事又は指定都市の長からの重要な意見聴取に対する回答	91 火薬類取締法第52条第1項の規定による知事又は指定都市の長からの意見聴取に関する文書の受理及び軽易な意見聴取に対する回答
40		火薬類取締法第52条第4項の規定による知事、指定都市の長又は地方運輸局長に対する措置要請	92 火薬類取締法第55条第1項の規定による意見の聴取の予告
41		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条第5項の規定による核燃料物質等の運搬届出の受理	93 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第5項の規定による運搬証明書の交付
42		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第6項の規定による指示	94 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第7項の規定による指示の内容の運搬証明書への記載
43		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定による報告の徴収	95 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定による運搬証明書の書換え
44		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第51条第1項第1号の規定による出発地公安委員会を通じての核燃料物質等の運搬届出の受理	96 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第10項の規定による運搬証明書の再交付
45		放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和	97 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第1項の規定による事業者の事務所又は事業所への立入検査等の指示
			98 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第50条の規定による核燃料物質等の運搬証明書の返納の受理
			99 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第51条第1項第1号の規定による出発地公安委員会を通じての核燃料物質等の運搬証明書の交付及び指示
			100 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第51条第1項第2号の規定による関係公安委員会に対する指示内容の通知及び関係公安委員会からの指示内容の通知の受理
			101 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第51条第1項第3号の規定による関係公安委員会との連絡
			102 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第51条第2項の規定による関係公安委員会を通じての運搬証明書の返納の受理、書換え及び再交付
			103 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和53年総理府令第48号）第5条の規定による運搬証明書の書換え申請書の受理
			104 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第6条の規定による運搬証明書の再交付申請書の受理
			105 放射性同位元素等の規制に関する法律第43条の2第1項の規定による事業者の事務所又は事業所への立入検査の指示
			106 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）第18条第1号の規定による出発地公安委員会を通じての運搬届出の受理及び指示
			107 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第18条第2号の規定による関係公安委員会への指示内容の通知及び関係公安委員会からの指示内容の通知の受理
			108 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第18条第3号の規定による関係公安委員会との連絡

		32 年法律第 167 号) 第 18 条第 5 項の規定 による放射性同位元素 等運搬届出の受理	109 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和 56 年総理府令第 30 号）第 2 条第 4 項の規定による放射性同位元素 等運搬届出書（受理印を押したもの）の交付
46		放射性同位元素等の規 制に関する法律第 18 条第 6 項の規定による 指示	110 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令第 3 条第 2 項の規定による指示書の交付
47		放射性同位元素等の規 制に関する法律第 42 条第 1 項の規定による 報告の徴収	111 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 56 条の 27 第 1 項の規定による運搬証明書の交付
48		感染症の予防及び感染 症の患者に対する医療 に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 27 第 1 項の規 定による届出対象病原 体等の運搬届出の受理	112 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 56 条の 27 第 3 項の規定による指示の内容の運搬証明書への記載
49		感染症の予防及び感染 症の患者に対する医療 に関する法律第 56 条 の 27 第 2 項の規定に よる指示	113 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 56 条の 31 の規定による事業者の事務所又は事業所への立入検査等 の指示
50		感染症の予防及び感染 症の患者に対する医療 に関する法律第 56 条 の 30 の規定による報 告の徴収	114 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行 令第 21 条の規定による運搬証明書の書換え
51		感染症の予防及び感染 症の患者に対する医療 に関する法律施行令 （平成 10 年政令第 420 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定による 出発地公安委員会を通 じての届出対象病原体 等の運搬届出の受理及 び指示	115 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行 令第 22 条の規定による運搬証明書の再交付
52		風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に関す る法律（昭和 23 年法 律第 122 号）第 3 条第 1 項の規定による同法 第 2 条第 1 項第 4 号の 営業のうち、ばちんこ 屋及び風俗営業等の規 制及び業務の適正化等 に関する法律施行令 （昭和 59 年政令第	116 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行 令第 23 条の規定による運搬証明書の返納の受理
			117 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行 令第 24 条第 1 項第 1 号の規定による出発地公安委員会を通じて の届出対象病原体等の運搬証明書の交付
			118 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行 令第 24 条第 1 項第 2 号の規定による関係公安委員会に対する指 示内容の通知又は関係公安委員会からの指示内容の通知の受理
			119 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行 令第 24 条第 1 項第 3 号の規定による関係公安委員会との連絡
			120 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行 令第 24 条第 2 項の規定による関係公安委員会を通じての運搬証 明書の返納の受理、書換え及び再交付
			121 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 条第 1 項の規定による風俗営業の許可（生活安全部長専決に係るものを 除く。）
			122 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 7 条第 1 項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定に よる相続の承認
			123 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 7 条の 2 第 1 項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規 定による法人の合併の承認
			124 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 7 条の 3 第 1 項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規 定による法人の分割の承認
			125 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 9 条第 1 項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定に よる構造又は設備の変更承認
			126 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 8 条（同 法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）、第 10 条の 2 第 6 項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）、第 26 条第 1 項若しくは第 2 項、第 30 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 31 条の 5、第 31 条の 6 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号、 第 31 条の 15 第 1 項若しくは第 2 項、第 31 条の 20、第 31 条の

		319号)第8条に定める営業(3箇月以内の期間を限って営むものを除く。)並びに同法第4条第3項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする営業所に係る営業の許可	25、第34条第2項、第35条、第35条の2又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定による営業停止等の通知
			127 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第1項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による認定
			128 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第2項の規定による遊技機の認定
			129 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項の規定による遊技機の検定
53	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第2項の規定による同法第2条第1項第4号の営業のうち、ばちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第8条に定める営業(3箇月以内の期間を限って営むものを除く。)並びに同法第4条第3項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする営業所に係る営業の許可条件の付与及び変更		130 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項若しくは第2項、第31条の10、第31条の11第2項第1号若しくは第2号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定による指示等の通知
			131 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による管理者講習の実施
			132 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第7項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による管理者講習の実施の通知
			133 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第1項(同法第31条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による処分移送通知書の送付
			134 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第2項の規定による処分移送通知書の受理
54	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第1項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による相続の不承認		135 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の11第1項(同法第31条の11第3項において準用する場合を含む。)の規定による処分移送通知書の送付
			136 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の11第2項の規定による処分移送通知書の受理
			137 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の21第1項(同法第31条の21第3項において準用する場合を含む。)の規定による処分移送通知書の送付
55	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の2第1項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による法人の合併の不承認		138 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の21第2項の規定による処分移送通知書の受理
			139 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の22の規定による特定遊興飲食店営業の許可
			140 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の4第3項(同法第35条の4第5項において準用する場合を含む。)の規定による処分移送通知書の送付
56	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の3第1項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による法人の分割の不承認		141 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の4第4項の規定による処分移送通知書の受理
			142 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第1項の規定による報告又は資料提出の要求
			143 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条第2項の規定による聴聞の通知並びに期日及び場所の公示
			144 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の3第1項の規定による国家公安委員会への報告

		<p>57 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第1項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による構造又は設備の変更の不承認</p> <p>58 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第1項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業業者の不認定</p> <p>59 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項の規定による試験事務の委託</p> <p>60 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第5項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による管理者の解任勧告</p> <p>61 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項若しくは第2項、第31条の10、第31条の11第2項第1号若しくは第2号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定による指示等</p> <p>62 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の9第</p>	<p>145 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の3第2項の規定による他の都道府県公安委員会への通報及び他の都道府県公安委員会からの通報の受理</p> <p>146 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第42条の規定による所轄庁に対する飲食店営業等の停止処分内容及び理由の通知</p> <p>147 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第44条の規定による風俗営業業者の団体の届出の受理</p> <p>148 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第6条の4第1項（同規則第74条の3において準用する場合を含む。）の規定による聴聞決定予定日の通知</p> <p>149 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第40条第2項の規定による受講させることができない旨及びその理由を記載した書面の受理</p> <p>150 風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第1条第1項の規定による風俗環境浄化協会指定申請書の受理</p> <p>151 風俗環境浄化協会等に関する規則第3条第1項の規定による名称等の変更の届出の受理</p> <p>152 風俗環境浄化協会等に関する規則第5条第1項の規定による事業計画書等の受理</p> <p>153 風俗環境浄化協会等に関する規則第5条第2項の規定による事業報告書等の受理</p> <p>154 風俗環境浄化協会等に関する規則第2条、第3条第2項又は第7条の規定による公示</p> <p>155 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第1条の2の規定による認定申請者に対する認定申請書等の補正の要求</p> <p>156 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第2条第1項の規定による認定に関する試験の実施</p> <p>157 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第2条第2項の規定による認定に関する再試験の実施及び再試験結果の報告命令</p> <p>158 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第2条第3項の規定による認定申請に係る遊技機又はその部品の提出要求</p> <p>159 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第3条第2項の規定による認定の通知</p> <p>160 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第3条第3項の規定による不認定の通知</p> <p>161 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第5条第2項の規定による弁明の機会の付与の通知</p> <p>162 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第5条第3項の規定による認定の取消しの通知</p> <p>163 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条第1項の規定による検定申請書の受理</p> <p>164 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第1項の規定による同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有する者であることの確認</p> <p>165 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第2項の規定による確認申請書の受理</p>
--	--	---	--

		3 項の規定による総務大臣との協議	166 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第3項の規定による確認証明書の交付
63	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第2項第5号の規定による講習委託		167 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第4項の規定による変更届出書の受理
			168 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第5項の規定による廃止届出書の受理
64	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第2項第6号又は第7号の規定による調査委託		169 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第7項の規定による確認の取消しの通知
			170 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の3の規定による検定申請者に対する検定申請書等の補正の要求
65	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第44条第2項（同施行規則第55条第2項及び第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出確認書を交付しないこととする決定		171 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第8条第1項の規定による検定に関する試験の実施
			172 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第8条第2項の規定による検定に関する再試験の実施及び再試験結果の報告命令
			173 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第8条第3項の規定による検定に関する試験用の遊技機の部品の提出要求
			174 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第9条第1項の規定による技術上の規格に適合していると認められる旨の検定の通知及び公示
			175 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第9条第2項の規定による技術上の規格に適合していると認められない旨の検定の通知
			176 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第11条第3項の規定による弁明の機会の付与の通知
66	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第29条第1項の規定による試験事務の全部又は一部を行うこととの決定及び同条第2項の規定による試験事務の全部又は一部を行わないこととする決定		177 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第11条第4項の規定による検定の取消しの通知及び公示
			178 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第12条第1項の規定による試験事務の内容並びに指定試験機関の名称、住所及び代表者の氏名の公示
			179 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第29条第2項の規定による試験事務の全部若しくは一部を行い、又は行わないこととする旨の公示
			180 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第30条各号に定める事務の引継ぎ
67	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年兵庫県条例第66号）第11条の規定による指示		181 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第11条又は第12条の規定による事業停止等の通知
			182 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第13条第2項の規定による聴聞の通知並びに期日及び場所の公示
68	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第17条の規定による勧告		183 犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項の規定による届出の受理
			184 犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第4項の規定による国家公安委員会への通知
			185 犯罪による収益の移転防止に関する法律第15条の規定による報告又は資料提出の要求
69	犯罪による収益の移転防止に関する法律第18条の規定による是正のための命令		186 犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条第1項の規定による特定事業者の営業所等への立入検査等の指示
			187 犯罪による収益の移転防止に関する法律第17条の規定による指導及び助言

		<p>70 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第13条又は第15条第2項第1号の規定による指示</p>	<p>188 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第33条第2項の規定による身分証明書の発行</p> <p>189 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第13条、第14条又は第15条第2項の規定による事業停止等の通知</p> <p>190 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第1項（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書の送付</p> <p>191 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第2項の規定による処分移送通知書の受理</p> <p>192 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第16条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告又は資料提出の要求</p> <p>193 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第17条第1項の規定による国家公安委員会への報告</p> <p>194 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第17条第2項の規定による他の都道府県公安委員会への通報及び他の都道府県公安委員会からの通報の受理</p> <p>195 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第20条の規定による登録誘引情報提供機関への情報提供</p>
少年課		<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条第1項の規定による少年指導委員の委嘱</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条第6項の規定による少年指導委員の解嘱</p> <p>3 少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第1項の規定による少年補導委員の活動区域の決定</p>	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条第5項の規定による研修の実施</p> <p>2 少年指導委員規則第2条第2項の規定による関係住民に対する周知の措置</p> <p>3 少年指導委員規則第8条の規定による解嘱理由の通知及び弁明の機会の供与</p>
地域企画課		<p>1 水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定による遊泳区域の指定</p> <p>2 水難事故等の防止に関する条例第7条第2項</p>	<p>1 水難事故等の防止に関する条例第3条第3項の規定による海水浴場開設禁止区域の指定又は解除の告示</p> <p>2 水難事故等の防止に関する条例第4条第1項及び第2項の規定による届出の受理</p> <p>3 水難事故等の防止に関する条例第5条第1項及び第2項の規定による通知の受理</p> <p>4 水難事故等の防止に関する条例第7条第3項の規定による遊泳区域の指定又は解除の告示</p>

		<p>の規定による遊泳区域の指定の解除</p> <p>3 水難事故等の防止に関する条例第 20 条の規定による指示</p>	<p>5 水難事故等の防止に関する条例第 7 条第 4 項の規定による標識の設置</p> <p>6 水難事故等の防止に関する条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出の受理</p> <p>7 水難事故等の防止に関する条例第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知の受理</p> <p>8 水難事故等の防止に関する条例第 18 条の規定による届出の受理</p> <p>9 水難事故等の防止に関する条例第 19 条の規定による届出又は通知の受理</p>
交通企画課		<p>1 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 15 条の 6 の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示</p> <p>2 道路交通法第 74 条の 3 第 6 項の規定による安全運転管理者等の解任命令</p> <p>3 道路交通法第 75 条の 13 第 1 項（同法第 75 条の 16 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による許可</p> <p>4 道路交通法第 75 条の 15 第 1 項（同法第 75 条の 16 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件の付与</p> <p>5 道路交通法第 75 条の 15 第 2 項（同法第 75 条の 16 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件の変更又は新たな条件の付与</p> <p>6 道路交通法第 75 条の 26 第 1 項の規定による特定自動運行実施者に対する指示</p> <p>7 道路交通法第 75 条の 27 第 1 項の規定による許可の取消し又はその効力の停止</p> <p>8 道路交通法第 74 条の 3 第 8 項の規定による是正措置の命令</p>	<p>1 道路交通法第 15 条の 3 第 3 項の規定による届出番号等の通知</p> <p>2 道路交通法第 15 条の 5 第 1 項の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する遠隔操作による通行に関する報告若しくは資料の提出の要求又は当該遠隔操作型小型車の使用者の事業所等の検査</p> <p>3 道路交通法第 74 条の 3 第 9 項の規定による安全運転管理者等に対する講習の通知</p> <p>4 道路交通法第 75 条の 2 の 2 第 1 項の規定による報告又は資料の提出の要求</p> <p>5 道路交通法第 75 条の 13 第 2 項（同法第 75 条の 16 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣等又は市町村（特別区を含む。）の長に対する意見聴取</p> <p>6 道路交通法第 75 条の 17 の規定による許可の公示</p> <p>7 道路交通法第 75 条の 25 第 1 項の規定による特定自動運行実施者に対する特定自動運行に関する報告若しくは資料の提出の要求又は当該特定自動運行実施者の事務所等の検査</p> <p>8 道路交通法第 75 条の 25 第 4 項の規定による照会又は協力の要求</p> <p>9 道路交通法第 75 条の 26 第 2 項（同法第 75 条の 27 第 3 項の規定において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取</p> <p>10 道路交通法第 75 条の 27 第 3 項の規定による許可の取消しの公示</p> <p>11 道路交通法第 75 条の 29 の規定による国家公安委員会への報告</p> <p>12 道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による安全運転管理者等に対する講習の実施</p> <p>13 道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習の実施</p> <p>14 道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 16 号の規定による自転車運転者講習の実施</p> <p>15 道路交通法第 108 条の 3 の 5 第 1 項の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令</p> <p>16 道路交通法第 108 条の 3 の 5 第 2 項の規定による自転車運転者講習の受講命令</p> <p>17 道路交通法第 108 条の 30 第 3 項の規定による地域交通安全活動推進委員協議会からの意見の申出の受理</p> <p>18 道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 2 項の規定による認定の公示</p> <p>19 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 5 条第 2 項の規定による認定の通知</p> <p>20 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 5 条第 3 項の規定による認定拒否の通知</p>

		9 道路交通法第108条の29第1項の規定による地域交通安全活動推進委員の委嘱	21 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第4項、第7条第2項、第23条第3項、第24条第2項、第25条第2項第2号及び第25条第2項第3号の規定による国土交通大臣に対する協議及び同意
		10 道路交通法第108条の29第5項の規定による地域交通安全活動推進委員の解嘱	22 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第2項、第9条第3項及び第22条第1項の規定による国土交通大臣に対する通知
		11 道路交通法第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者等教育の認定	23 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第9項の規定による安全運転管理者等に対する講習の通知
		12 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の規定による認定	24 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定による自動車運転代行業者に対する業務についての報告若しくは資料の提出要求又は営業所に対する警察職員の立入検査等
		13 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任命令	25 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第3項の規定による証票の交付
		14 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項の規定による是正措置の命令	26 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項の規定による国土交通大臣からの通知の受理
		15 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第1項及び第25条第2項第1号の規定による指示	27 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第2項及び第25条第2項第2号の規定による国土交通大臣からの要請の受理
		16 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定による緊急自動車（警察用緊急自動車を除く。）及び同令第14条の2第2号の規定による道路維持作業用自動車の指定	28 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第1項の規定による処分移送通知書の送付（同法第25条第3項において準用する場合を含む。）
		17 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年	29 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第2項の規定による処分移送通知書の受理（同法第25条第3項において準用する場合を含む。）
			30 道路交通法施行令第13条第1項の規定による緊急自動車のうち、警察用緊急自動車の指定
			31 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の9の規定による教習の実施
			32 道路交通法施行規則第9条の9の規定による安全運転管理者等の資格認定
			33 道路交通法施行規則第9条の19第1項の規定による許可証の交付
			34 道路交通法施行規則第9条の22第1項の規定による知事、道路の管理者等に対する意見聴取
			35 道路交通法施行規則第9条の23第3項の規定による許可事項の変更の許可をした旨の通知、当該特定自動運行に係る許可証の返納の受理及び許可証の再交付
			36 道路交通法施行規則第9条の25第3項の規定による許可証の書き換え
			37 道路交通法施行規則第9条の33の規定による許可の取消し又はその効力の停止の通知
			38 道路交通法施行規則第9条の38第4項の規定による許可証の返納の公示
			39 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）第9条の9の規定による安全運転管理者等の資格認定

		<p>国家公安委員会規則第7号)第15条の規定による改善に必要な措置を採るべきことの勧告</p> <p>18 運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者の指定</p> <p>19 兵庫県道路交通法施行細則(昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号)第1条の2第2項の規定による緊急自動車指定証(警察用緊急自動車に対するものを除く。)及び道路維持作業用自動車指定証の作成</p>	<p>40 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第1条第2項の規定による関係地域住民に対する周知の措置</p> <p>41 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第8条第1項の規定による講習の実施</p> <p>42 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第10条の規定による解囑理由の通知及び弁明の機会の付与</p> <p>43 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全推進委員協議会に関する規則第14条の規定による報告又は資料の提出の要求</p> <p>44 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第2項の規定による変更に係る事項の公示</p> <p>45 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第12条の規定による認定の取消しの公示</p> <p>46 兵庫県道路交通法施行細則第1条の2第2項の規定による緊急自動車指定証(警察用緊急自動車に対するものに限る。)並びに同細則第1条の3第2項の規定による緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届出確認証の作成</p> <p>47 兵庫県道路交通法施行細則第1条の4第2項及び第3項の規定による緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定証又は届出確認証の記載事項変更及び再交付手続の処理</p>
交通規制課	<p>1 道路交通法第4条第1項の規定による交通規制(大規模な災害が発生した場合における交通規制のうち公安委員会による権限の行使ができない場合に限る。)の決定</p> <p>2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定による道路の区間の指定及び緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限(公安委員会による権限の行使ができない場合に限る。)</p> <p>3 災害対策基本法第76条の4の規定による道路の管理者に対する道路の区間の指定及び命令又は措置の要請</p> <p>4 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律</p>	<p>1 道路交通法第110条の2第1項の規定による要請の受理及び知事その他関係地方公共機関の長に対する資料提供の要求</p> <p>2 道路交通法第110条の2第2項の規定による知事、関係地方行政機関の長等からの意見聴取</p> <p>3 道路交通法施行令第3条の2第2項の規定による適当であると認められる者の認定</p> <p>4 路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書に基づく地方運輸局長からの重要な意見聴取に対する回答</p>	<p>1 道路交通法第4条第1項の規定による交通規制(信号機を設置して行う交通規制(重要なものに限る。)、高速自動車国道及び自動車専用道路における交通規制(本線車道に係るものであって、重要なものに限る。))並びに大規模な災害が発生した場合における交通規制を除く。)の決定</p> <p>2 道路交通法第4条第1項の規定による信号機、道路標識及び道路標示の設置及び管理</p> <p>3 道路交通法第44条第2項第2号の規定による合意及び公示</p> <p>4 道路交通法第49条第1項の規定によるパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置及び管理</p> <p>5 道路交通法第49条第2項の規定による時間制限駐車区間における駐車適正を確保するための必要な措置</p> <p>6 道路交通法第109条の2第1項及び第2項の規定による車両の通行に必要な情報の提供</p> <p>7 道路交通法第110条の2第3項の規定による道路の管理者に対する意見聴取又は事後通知</p> <p>8 道路交通法第110条の2第4項の規定による高速自動車国道等における道路の管理者に対する協議又は事後通知</p> <p>9 道路交通法第110条の2第5項の規定による当該路上駐車場を設置した地方公共団体に対する意見聴取又は事後通知</p> <p>10 道路交通法第110条の2第6項の規定による当該路上駐車場を設置した地方公共団体に対する意見聴取</p> <p>11 道路交通法第110条の2第7項の規定による駐車場整備計画(駐車場法(昭和32年法律第106号)第4条第2項第4号に掲</p>

	<p>第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第76条第1項の規定による道路の区間の指定及び緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限(公安委員会による権限の行使ができない場合に限る。)</p> <p>5 原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第76条の4の規定による道路の管理者に対する道路の区間の指定及び命令又は措置の要請</p> <p>6 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第155条第1項の規定による道路の区域又は区間の指定及び緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限(公安委員会による権限の行使ができない場合に限る。)</p>	<p>5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第25条第8項(同条第11項において準用する場合を含む。)の規定による基本構想案の作成及び市町への提出(同法第2条第28号イに規定する事業に係るものに限る。)</p> <p>6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第27条第1項の規定による市町への基本構想の作成又は変更の提案並びに提案に係る基本構想の素案の作成及び市町への提示(同法第2条第28号イに規定する事業に係るものに限る。)</p> <p>7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第27条第2項の規定による市町からの通知の受理(同法第2条第28号イに規定する事業に係るものに限る。)</p> <p>8 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第17条第3項の規定による国家戦略特別区域会議からの協議に対する回答及び同意</p>	<p>げる事項が定められているものに限る。)を定めた市町村に対する意見聴取</p> <p>12 道路交通法第111条第1項の規定による交通量等の調査</p> <p>13 道路交通法第111条第3項の規定による道路管理者又は関係行政庁に対する調査結果の通知</p> <p>14 道路交通法施行規則第3条の規定による交差点における車両の左折を表示する標示の設置</p> <p>15 道路交通法施行規則第3条の2の規定による信号機に歩行者専用等を表示する標示の設置</p> <p>16 交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号)第1条第1項の規定による交通安全活動推進センターの指定申請書の受理</p> <p>17 交通安全活動推進センターに関する規則第2条、第3条第2項及び第9条の規定による公示</p> <p>18 交通安全活動推進センターに関する規則第3条第1項の規定による名称等の変更の届出の受理</p> <p>19 交通安全活動推進センターに関する規則第3条第3項の規定による書類の内容の変更の届出の受理</p> <p>20 交通安全活動推進センターに関する規則第7条第1項の規定による事業計画書等の受理</p> <p>21 交通安全活動推進センターに関する規則第7条第2項の規定による事業報告書等の受理</p> <p>22 交通安全活動推進センターに関する規則第7条第3項の規定による報告又は資料提出の要求</p> <p>23 兵庫県道路交通法施行細則第2条の2第3項の規定による認定及び除外標章の交付</p> <p>24 兵庫県道路交通法施行細則第2条の2第6項の規定による除外標章の再交付</p> <p>25 兵庫県道路交通法施行細則第2条の2第8項の規定による除外標章の返納の命令</p> <p>26 道路交通法の施行に関する覚書の実施に関する公安委員会と近畿運輸局長との申合せ事項に係る意見聴取及び処分決定の通知</p> <p>27 災害対策基本法第76条第2項の規定による通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項の周知</p> <p>28 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第32条第2項の規定による道路の管理者に対する緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限についての通知</p> <p>29 災害対策基本法施行令第32条第3項の規定による関係都道府県公安委員会に対する緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限の対象、区間、期間等についての通知</p> <p>30 災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付</p> <p>31 災害対策基本法施行令第33条の3の規定による道路の管理者からの指定しようとする道路の区間及び理由の通知の受理</p> <p>32 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)第12条の規定による緊急輸送車両の確認並びに標章及び証明書の交付</p> <p>33 原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第76条第2項の規定による通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項の周知</p>
--	---	---	---

			<p>34 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第8条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第32条第2項の規定による道路の管理者に対する緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限についての通知</p> <p>35 原子力災害対策特別措置法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第32条第3項の規定による関係都道府県公安委員会に対する緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限の対象、区間、期間等についての通知</p> <p>36 原子力災害対策特別措置法施行令第8条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付</p> <p>37 原子力災害対策特別措置法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第33条の3の規定による道路の管理者からの指定しようとする道路の区間及び理由の通知の受理</p> <p>38 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第155条第2項の規定において準用する災害対策基本法第76条第2項の規定による通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項の周知</p> <p>39 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条の規定により準用する災害対策基本法施行令第32条第2項の規定による道路の管理者に対する緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限についての通知</p> <p>40 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条の規定により準用する災害対策基本法施行令第32条第3項の規定による関係都道府県公安委員会に対する緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限の対象、区間、期間等についての通知</p> <p>41 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条の規定により準用する災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付</p> <p>42 道路法（昭和27年法律第180号）第95条の2の規定による道路の管理者からの意見聴取及び協議に対する回答</p> <p>43 農業用道路に係る協議に関する協定（昭和62年6月11日付け兵庫県公安委員会と兵庫県知事との協定）の規定による農業用道路の管理者からの協議に対する回答</p> <p>44 車両制限令（昭和36年政令第265号）第11条第2項の規定による道路の管理者からの意見聴取に対する回答</p> <p>45 路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書に基づく地方運輸局長からの軽微な意見聴取に対する回答</p> <p>46 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第3条第3項の規定による道路の管理者からの意見聴取に対する回答</p> <p>47 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第19条の規定による国土交通大臣からの意見聴取に対する回答</p> <p>48 自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令（昭和34年政令第320号）第4条第3項の規定による国土交通大臣からの協議に対する回答</p>
--	--	--	--

			<p>49 自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令第6条第1項の規定による国土交通大臣からの協議に対する回答</p> <p>50 駐車場法第3条第2項の規定による都道府県知事からの意見聴取に対する回答</p> <p>51 駐車場法第4条第3項の規定による指定都市又は都道府県知事からの意見聴取に対する回答</p> <p>52 駐車場法第5条第2項の規定による地方公共団体の長からの意見聴取に対する回答</p> <p>53 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の2第6項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による市町からの意見聴取に対する回答（同法第2条第28号イに規定する事業に係るものに限る。）</p> <p>54 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の2第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による市町からの移動等円滑化促進方針の受理</p> <p>55 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第25条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定による市町からの協議に対する回答（同法第2条第28号イに規定する事業に係るものに限る。）</p> <p>56 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第25条第10項において読み替えて準用する同法第24条の2第7項の規定による市町からの基本構想の受理</p> <p>57 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第25条第11項において準用する同法第24条の2第7項の規定による市町からの変更後の基本構想の受理</p> <p>58 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第26条第4項の規定による協議への対応（同法第2条第28号イに規定する事業に係るものに限る。）</p> <p>59 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第31条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者からの意見聴取に対する回答</p> <p>60 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第31条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者からの道路特定事業計画の受理</p> <p>61 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による市町及び道路管理者に対する意見聴取（同法第2条第28号イに規定する事業に係るものに限る。）</p> <p>62 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による交通安全特定事業計画の公表並びに市町及び道路管理者への送付（同法第2条第28号イに規定する事業に係るものに限る。）</p> <p>63 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第2項の規定による道路管理者からの意見聴取に対する回答</p> <p>64 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の36第1項に規定する協議への対応</p> <p>65 地方再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（令和元年内閣府・国土交通省令第4号）第1条（同命令第5条において</p>
--	--	--	---

			<p>準用する場合を含む。)の規定による国土交通大臣(委任を受けた者を含む。)からの意見の聴取に対する回答</p> <p>66 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第11項の規定による市町からの協議に対する回答及び同意</p> <p>67 都市再生特別措置法第46条第22項第1号の規定による市町からの協議に対する回答</p> <p>68 都市再生特別措置法第81条第7項の規定による市町からの協議に対する回答</p> <p>69 都市再生特別措置法第117条第1項に規定する協議への対応</p>
交通指導課		<p>1 道路交通法第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項の規定による指示</p> <p>2 道路交通法第51条の8第1項の規定による登録</p> <p>3 道路交通法第51条の8第6項の規定による登録の更新</p> <p>4 道路交通法第51条の9の規定による適合命令</p> <p>5 道路交通法第75条第4項(同法第75条の2第1項の規定による命令を行う場合に同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による聴聞</p> <p>6 道路交通法第75条第10項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による標章除去申請の審査及び処分決定</p> <p>7 道路交通法第75条の2第1項及び第2項の規定による使用制限命令</p> <p>8 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第25条第8項(同条第11項において準用する場合を含む。)の規定による基本構想案の作成及び市町への提出(同法第2条第28号ロに規定</p>	<p>1 道路交通法第51条の4第3項の規定による報告の受理</p> <p>2 道路交通法第51条の4第4項の規定による命令</p> <p>3 道路交通法第51条の4第6項の規定による通知(同条第7項の規定により掲示して行う場合を含む。)及び弁明書の受理</p> <p>4 道路交通法第51条の4第12項の規定による通知及び仮納付に係る金額の返還</p> <p>5 道路交通法第51条の4第13項の規定による督促</p> <p>6 道路交通法第51条の4第14項の規定による放置違反金等の徴収</p> <p>7 道路交通法第51条の4第16項の規定による納付命令の取消し</p> <p>8 道路交通法第51条の4第17項の規定による納付命令の取消しの通知及び放置違反金等に相当する金額の選付</p> <p>9 道路交通法第51条の5第1項の規定による報告又は資料の提出の要求</p> <p>10 道路交通法第51条の5第2項の規定による照会又は協力の要求</p> <p>11 道路交通法第51条の6第1項の規定による報告</p> <p>12 道路交通法第51条の11第1項の規定による登録を受けた法人に対する報告の要求又は検査</p> <p>13 道路交通法第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付</p> <p>14 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定による講習の実施</p> <p>15 道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定による認定</p> <p>16 道路交通法第75条第3項の規定による監督行政庁の意見聴取</p> <p>17 道路交通法第75条第5項の規定による通知並びに聴聞の期日及び場所の公示</p> <p>18 道路交通法第75条の2第2項の規定による命令を行う場合に同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定による聴聞</p> <p>19 道路交通法第75条の2第3項において準用する同法第75条第3項の規定による監督行政庁の意見聴取</p> <p>20 道路交通法第75条の2第3項において準用する同法第75条第5項の規定による通知並びに聴聞の期日及び場所の公示</p> <p>21 道路交通法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出の要求</p> <p>22 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第8条の規定による通知の受理</p> <p>23 自動車の保管場所の確保等に関する法律第10条第2項の規定による通知並びに聴聞の期日及び場所の公示</p> <p>24 自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定による報告又は資料の提出の要求</p>

		する事業に係るものに限る。)	25 自動車の保管場所の確保等に関する法律第 13 条第 2 項の規定による運送事業を監督する行政庁に対する通知
	9	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 27 条第 1 項の規定による市町への基本構想の作成又は変更の提案並びに提案に係る基本構想の素案の作成及び市町への提示(同法第 2 条第 28 号ロに規定する事業に係るものに限る。)	26 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 24 条の 2 第 6 項(同条第 10 項において準用する場合を含む。)の規定による市町からの意見聴取に対する回答(同法第 2 条第 28 号ロに規定する事業に係るものに限る。)
			27 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 24 条の 2 第 7 項(同条第 10 項において準用する場合を含む。)の規定による市町からの移動等の円滑化促進方針の受理
			28 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 25 条第 7 項(同条第 11 項において準用する場合を含む。)の規定による市町からの協議に対する回答(同法第 2 条第 28 号ロに規定する事業に係るものに限る。)
	10	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 27 条第 2 項の規定による市町からの通知の受理(同法第 2 条第 28 号ロに規定する事業に係るものに限る。)	29 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 25 条第 10 項において読み替えて準用する第 24 条の 2 第 7 項の規定による市町からの基本構想の受理
			30 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 25 条第 11 項において準用する同法第 24 条の 2 第 7 項の規定による市町からの変更後の基本構想の受理
	11	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 22 条の 2 第 1 項、第 58 条の 4 及び第 66 条の 2 第 1 項の規定による指示	31 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 26 条第 4 項の規定による協議への対応(同法第 2 条第 28 号ロに規定する事業に係るものに限る。)
			32 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 36 条第 4 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による市町及び道路管理者に対する意見聴取(同法第 2 条第 28 号ロに規定する事業に係るものに限る。)
			33 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 36 条第 5 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による交通安全特定事業計画の公表並びに市町及び道路管理者への送付(同法第 2 条第 28 号ロに規定する事業に係るものに限る。)
	12	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 75 条第 10 項の規定による標章除去申請の受理及び処分決定	34 確認事務の委託の手続等に関する規則(平成 16 年国家公安委員会規則第 23 号)第 2 条第 1 項(同条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による登録申請書の受理
			35 確認事務の委託の手続等に関する規則第 6 条の規定による講習の期日、場所その他必要な事項の公示
			36 確認事務の委託の手続等に関する規則第 7 条第 1 項の規定による受講申込書の受理
			37 確認事務の委託の手続等に関する規則第 9 条第 1 項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書の交付
			38 確認事務の委託の手続等に関する規則第 9 条第 2 項の規定による再交付申請書の受理及び駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付
			39 確認事務の委託の手続等に関する規則第 10 条第 2 項の規定による認定申請書の受理
			40 確認事務の委託の手続等に関する規則第 10 条第 4 項の規定による認定書の交付
			41 確認事務の委託の手続等に関する規則第 10 条第 5 項において準用する同規則第 9 条第 2 項の規定による再交付申請書の受理及び認定書の再交付

			<p>42 確認事務の委託の手続等に関する規則第 11 条第 1 項の規定による交付申請書の受理</p> <p>43 確認事務の委託の手続等に関する規則第 13 条第 1 項の規定による書換え交付申請書の受理及び書換え交付並びに資料の提示又は提出の要求</p> <p>44 確認事務の委託の手続等に関する規則第 13 条第 2 項の規定による再交付申請書の受理及び駐車監視員資格者証の再交付</p> <p>45 確認事務の委託の手続等に関する規則第 14 条第 1 項の規定による返納命令書の交付</p> <p>46 放置違反金に関する規則（平成 18 年兵庫県公安委員会規則第 16 号）第 8 条第 1 項の規定による警察職員の指定</p>
運転免許課	<p>1 道路交通法第 108 条の 32 の 3 第 1 項の規定による運転免許取得者等検査の認定</p> <p>2 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 8 号）第 4 条第 1 項第 4 号の規定による同規則第 1 条第 1 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にすることができる者の指定</p> <p>3 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定による同規則第 1 条第 2 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にすることができる者の指定</p>	<p>1 道路交通法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ、第 101 条の 4 第 2 項及び第 101 条の 7 第 1 項の規定による認知機能検査又は臨時認知機能検査の実施</p> <p>2 道路交通法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ及び第 101 条の 4 第 3 項の規定による運転技能検査の実施</p> <p>3 道路交通法第 102 条第 1 項から第 4 項までの規定による臨時適性検査の実施又は医師の診断書を提出すべき旨の命令並びに同条第 5 項及び第 107 条の 4 第 1 項の規定による臨時適性検査の実施</p> <p>4 道路交通法第 104 条第 1 項（同法第 104 条の 2 の 4 第 6 項及び第 107 条の 5 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の期日及び場所の公示</p> <p>5 道路交通法第 104 条の 2 第 2 項（同法第 104 条の 2 の 3 第 7 項及び第 107 条の 5 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による通知並びに聴聞の期日及び場所の公示</p> <p>6 道路交通法第 107 条の 5 第 4 項において準用する同法第 104 条第 4 項及び同法第 107 条の 5 第 9 項において準用する同法第 103 条第 4 項の規定による国際運転免許証等に係る自動車等の運転の禁止</p> <p>7 道路交通法第 107 条の 5 第 3 項において準用する同法第 103 条第 10 項の規定による国際運転免許証等に係る自動車等の運転の禁止の期間の短縮</p> <p>8 道路交通法第 107 条の 7 第 3 項の規定による国外運転免許証に係る自動車等の種類の指定</p> <p>9 道路交通法第 108 条の 6 第 1 項の規定による講習業務規程の認可及び変更の認可（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>10 道路交通法第 108 条の 8 第 1 項の規定による基準に適合するため必要な措置を採るべきことの命令（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>11 道路交通法第 108 条の 8 第 2 項の規定による特定講習の業務に関し監督上必要な命令（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>12 道路交通法第 108 条の 9 の規定による検査及び必要な報告又は資料の提出要求（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>13 道路交通法第 108 条の 32 の 3 第 2 項において読み替えて準用する同法第 108 条の 32 の 2 第 2 項の規定による認定の公示</p> <p>14 指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定による指定申請書の受理（初心運転者講習に係るものを除く。）</p>	

			<p>15 指定講習機関に関する規則第3条の規定による指定の公示（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>16 指定講習機関に関する規則第4条第1項の規定による名称等の変更の届出の受理（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>17 指定講習機関に関する規則第4条第2項の規定による名称等の変更に係る事項の公示（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>18 指定講習機関に関する規則第4条第3項の規定による書類の内容の変更の届出の受理（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>19 指定講習機関に関する規則第9条第1項の規定による講習業務規程の認可申請書の受理（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>20 指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定による講習業務規程の変更の認可申請書の受理（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>21 指定講習機関に関する規則第11条の規定による講習結果報告書の受理（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>22 指定講習機関に関する規則第13条の規定による事業報告書等の受理（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>23 指定講習機関に関する規則第14条第1項の規定による特定講習の休止又は廃止の許可申請書の受理（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>24 指定講習機関に関する規則第14条第2項の規定による特定講習の休止又は廃止の公示（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>25 指定講習機関に関する規則第15条の規定による指定の取消しの公示（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>26 指定講習機関に関する規則第17条の規定による運転適性指導員の指名</p> <p>27 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）第3条の規定による意見の聴取の主宰者の指名</p> <p>28 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第4条第2項の規定による新たな意見の聴取の主宰者の指名</p> <p>29 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第8条第1項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更の決定</p> <p>30 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第8条第3項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更の通知及び公示</p> <p>31 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第17条第2項において準用する同規則第8条第1項の規定による弁明の日時又は場所の変更の決定</p> <p>32 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第2項の規定による変更に係る事項の公示</p> <p>33 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第13条の規定による認定の取消しの公示</p> <p>34 兵庫県道路交通法施行細則第24条第2項の規定による指定書の交付（初心運転者講習に係るものを除く。）</p> <p>35 兵庫県道路交通法施行細則第24条第4項の規定による指定講習機関の指定の取消通知書の交付（初心運転者講習に係るものを除く。）</p>
--	--	--	---

<p>運転免許試験場</p>		<p>1 道路交通法第99条第1項の規定による指定自動車教習所の指定（免許の種類を追加に限る。）</p> <p>2 道路交通法施行規則第24条第8項（同規則第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による技能試験を行う警察職員の指定</p> <p>3 道路交通法施行規則第37条第1項の規定による指定自動車教習所の指定書の交付</p>	<p>1 道路交通法第89条第1項の規定による運転免許試験の実施</p> <p>2 道路交通法第89条第3項の規定による検査の実施</p> <p>3 道路交通法第91条の規定による運転免許の自動車等の種類の限定並びに自動車等を運転するについての必要な条件の付与及び変更（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものに限る。）</p> <p>4 道路交通法第91条の2第2項の規定による申請による条件の付与及び変更（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものに限る。）</p> <p>5 道路交通法第91条の2第3項の規定による申請による条件の変更の審査（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものに限る。）</p> <p>6 道路交通法第97条の3第1項の規定による運転免許試験の停止</p> <p>7 道路交通法第97条の3第3項の規定による運転免許試験を受けることができない期間の指定</p> <p>8 道路交通法第98条第2項の規定による自動車教習所の設置者又は管理者からの届出の受理</p> <p>9 道路交通法第98条第3項の規定による自動車教習所の設置者又は管理者に対する指導又は助言</p> <p>10 道路交通法第98条第4項の規定による自動車安全運転センターに対する自動車教習所職員の資質の向上を図るために必要な配慮の要求</p> <p>11 道路交通法第98条第5項の規定による自動車教習所の設置者又は管理者に対する必要な報告又は資料の提出の要求</p> <p>12 道路交通法第99条の2第4項の規定による技能検定員資格者証の交付</p> <p>13 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定による指定自動車教習所の技能検定員の技能及び知識の審査</p> <p>14 道路交通法第99条の2第4項第1号ハの規定による認定</p> <p>15 道路交通法第99条の3第4項の規定による教習指導員資格者証の交付</p> <p>16 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定による指定自動車教習所の教習指導員の技能及び知識の審査</p> <p>17 道路交通法第99条の3第4項第1号ハの規定による認定</p> <p>18 道路交通法第99条の6の規定による指定自動車教習所の設置者若しくは管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は当該指定自動車教習所の検査</p> <p>19 道路交通法第100条の2第1項及び第100条の3第2項の規定による再試験の実施</p> <p>20 道路交通法第104条の2の2第6項において準用する同法第104条第1項の規定による意見の聴取の期日及び場所の公示</p> <p>21 道路交通法第104条の2の2第1項の規定による再試験に係る運転免許の取消し</p> <p>22 道路交通法第108条の2第1項第6号の規定による一般原動機付自転車の運転に関する講習の講習指導員の承認</p> <p>23 道路交通法第108条の6第1項の規定による講習業務規程の認可及び変更の認可（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>24 道路交通法第108条の8第1項の規定による基準に適合するため必要な措置を採るべきことの命令（初心運転者講習に係るものに限る。）</p>
----------------	--	--	---

		<p>25 道路交通法第 108 条の 8 第 2 項の規定による特定講習の業務に関し監督上必要な命令（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>26 道路交通法第 108 条の 9 の規定による検査及び必要な報告又は資料の提出要求（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>27 道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 4 項において準用する同法第 98 条第 3 項の規定による自動車教習所の設置者又は管理者に対する指導又は助言</p> <p>28 道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 4 項において準用する同法第 98 条第 4 項の規定による自動車安全運転センターに対する自動車教習所職員の資質の向上を図るために必要な配慮の要求</p> <p>29 道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 4 項において準用する同法第 98 条第 5 項の規定による自動車教習所の設置者又は管理者に対する必要な報告又は資料の提出の要求</p> <p>30 道路交通法第 108 条の 32 の 3 第 2 項において読み替えて準用する同法第 98 条第 3 項の規定による自動車教習所の設置者又は管理者に対する指導又は助言</p> <p>31 道路交通法第 108 条の 32 の 3 第 2 項において読み替えて準用する同法第 98 条第 4 項の規定による自動車安全運転センターに対する自動車教習所職員の資質の向上を図るために必要な配慮の要求</p> <p>32 道路交通法第 108 条の 32 の 3 第 2 項において読み替えて準用する同法第 98 条第 5 項の規定による自動車教習所の設置者又は管理者に対する必要な報告又は資料の提出の要求</p> <p>33 道路交通法施行令第 32 条の 2 第 1 項第 2 号若しくは第 3 項、第 32 条の 3 の 2 第 2 項又は第 32 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定による緊急用務のための運転の審査</p> <p>34 道路交通法施行規則第 18 条の 5 の規定による限定解除の審査</p> <p>35 道路交通法施行規則第 22 条第 1 項（同規則第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による運転免許試験の道路又は場所の指定</p> <p>36 道路交通法施行規則第 22 条第 2 項（同規則第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による運転免許試験の受験の日時又は場所の指定</p> <p>37 道路交通法施行規則第 22 条第 3 項（同規則第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による運転免許試験の受験の日時の指定</p> <p>38 道路交通法施行規則第 31 条の 5 第 3 項の規定による自動車教習所の廃止又は変更の届出の受理</p> <p>39 道路交通法施行規則第 36 条の規定による指定自動車教習所の指定申請書の記載事項変更届の受理</p> <p>40 道路交通法施行規則第 37 条第 1 項の規定による指定取消通知書による通知</p> <p>41 道路交通法施行規則第 37 条第 2 項の規定による／措置／監督／命令書の交付</p> <p>42 道路交通法施行規則第 37 条第 3 項の規定による卒業証明書・修了証明書／発行禁止／発行禁止延長／処分通知書による通知</p> <p>43 指定講習機関に関する規則第 2 条第 1 項の規定による指定申請書の受理（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>44 指定講習機関に関する規則第 3 条の規定による指定の公示（初心運転者講習に係るものに限る。）</p>
--	--	--

			<p>45 指定講習機関に関する規則第4条第1項の規定による名称等の変更の届出の受理（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>46 指定講習機関に関する規則第4条第2項の規定による名称等の変更に係る事項の公示（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>47 指定講習機関に関する規則第4条第3項の規定による書類の内容の変更の届出の受理（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>48 指定講習機関に関する規則第7条第5号の規定による運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査</p> <p>49 指定講習機関に関する規則第9条第1項の規定による講習業務規程の認可申請書の受理（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>50 指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定による講習業務規程の変更の認可申請書の受理（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>51 指定講習機関に関する規則第11条の規定による講習結果報告書の受理（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>52 指定講習機関に関する規則第13条の規定による事業報告書等の受理（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>53 指定講習機関に関する規則第14条第1項の規定による特定講習の休止又は廃止の許可申請書の受理（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>54 指定講習機関に関する規則第14条第2項の規定による特定講習の休止又は廃止の公示（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>55 指定講習機関に関する規則第15条の規定による指定の取消しの公示（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>56 指定講習機関に関する規則第17条の規定による運転習熟指導員の指名</p> <p>57 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第2条の規定による教習課程の指定申請書の受理</p> <p>58 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第3条の規定による指定書の交付</p> <p>59 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第4条の規定による指定申請書の記載事項変更届の受理</p> <p>60 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第8条第2項の規定による指定取消通知書による通知</p> <p>61 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）第2条第1項の規定による教習課程の指定申請書の受理</p> <p>62 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第3条の規定による指定書の交付</p> <p>63 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第4条の規定による指定申請書の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>64 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第9条第2項の規定による指定取消通知書による指定の取消しの通知</p> <p>65 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による技能検定員審査及び教習指導員審査の実施の公示</p>
--	--	--	---

		<p>66 技能検定員審査等に関する規則第9条（同規則第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定による／技能検定員資格者証／教習指導員資格者証／返納命令書の交付</p> <p>67 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第3条の規定による意見の聴取の主宰者の指名</p> <p>68 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第4条第2項の規定による新たな意見の聴取の主宰者の指名</p> <p>69 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第8条第1項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更</p> <p>70 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第8条第3項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更の決定並びに通知及び公示</p> <p>71 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第17条第2項において準用する同規則第8条第1項の規定による弁明の日時又は場所の変更の決定</p> <p>72 兵庫県道路交通法施行細則第12条第1項の規定による運転免許に付された条件の解除又は変更を申請した者に対する審査</p> <p>73 兵庫県道路交通法施行細則第24条第2項の規定による指定書の交付（初心運転者講習に係るものに限る。）</p> <p>74 兵庫県道路交通法施行細則第24条第4項の規定による指定講習機関の指定の取消通知書の交付（初心運転者講習に係るものに限る。）</p>
<p>高速道路交通警察隊</p>		<p>1 道路交通法第4条第1項の規定による信号機の管理及び一時的な信号機の設置</p> <p>2 道路交通法第59条第2項ただし書及び第3項の規定によるけん引の許可及び許可証の交付</p> <p>3 警察手数料免除規程（昭和41年兵庫県公安委員会訓令第3号）第2条の規定による道路使用許可手数料及び許可証再交付手数料の免除</p> <p>4 災害対策基本法施行令第32条第1項の規定による標示の設置</p> <p>5 災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付</p> <p>6 大規模地震対策特別措置法施行令第12条の規定による緊急輸送車両の確認並びに標章及び証明書の交付</p> <p>7 原子力災害対策特別措置法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第32条第1項の規定による標示の設置</p> <p>8 原子力災害対策特別措置法施行令第8条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付</p> <p>9 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条の規定により準用する災害対策基本法施行令第32条第1項の規定による標示の設置</p> <p>10 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条の規定により準用する災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付</p>

2 警察本部の管理官、次席及び所属長補佐の専決事項

所属名	事務の内容	管理官	次席	所属長 補佐
共通	1 行政手続法第7条の規定による申請の審査、補正要求又は拒否			○
	2 行政手続法第9条の規定による申請者等に対する必要な情報の提供			○
	3 行政手続条例第7条の規定による申請の審査、補正要求又は拒否			○
	4 行政手続条例第9条の規定による申請者等に対する必要な情報の提供			○
保安課	1 銃砲刀剣類所持等取締法第14条第4項の規定による都道府県知事又は都道府県教育委員会からの登録通知の受理		○	
	2 銃砲刀剣類所持等取締法第16条第2項の規定による都道府県知事又は都道府県教育委員会からの登録証返納通知の受理		○	
	3 銃砲刀剣類所持等取締法第17条第3項の規定による都道府県知事又は都道府県教育委員会からの所有者の変更等の通知の受理		○	
	4 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第3項の規定による文化庁長官又は都道府県知事若しくは都道府県教育委員会からの製作承認通知の受理		○	
	5 火薬類取締法第52条第2項の規定による知事又は指定都市の長からの通報の受理		○	
	6 火薬類取締法施行令第4条の規定による運搬届の内容及び指示事項の通知並びに通知の受理		○	
	7 武器等製造法（昭和28年法律第145号）第28条の規定による経済産業大臣又は知事からの通報の受理		○	
	8 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条第1項の規定による知事又は指定都市の長からの通報の受理		○	
	9 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第87条第1項の規定による知事又は指定都市の長からの通報の受理		○	
	10 消防法（昭和23年法律第186号）第11条第7項の規定による市町村長又は知事からの通報の受理		○	
機動パトロール隊	1 道路交通法第108条の34の規定による行政庁又は使用者に対する通知			○

交通企画課	1	道路交通法第108条の3の6の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理			○
	2	兵庫県道路交通法施行細則第9条の6の規定による安全運転管理者等（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者及び第19条第1項の規定により読み替えて適用される同法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者を含む。）講習受講申請書の受理		○	
	3	兵庫県道路交通法施行細則第27条の規定による自転車運転者講習受講命令書受領書の徴収			○
	4	兵庫県道路交通法施行細則第27条の規定による自転車運転者講習の日時及び場所の指定			○
	5	兵庫県道路交通法施行細則第27条の規定による自転車運転者講習受講申込書の受理			○
	6	兵庫県道路交通法施行細則第28条の規定による自転車運転者講習終了証書の交付			○
	7	兵庫県道路交通法施行細則第28条の規定による自転車運転者講習終了証書再交付申請書の受理			○
	8	兵庫県道路交通法施行細則第28条の規定による自転車運転者講習終了証書の再交付			○
交通規制課	1	道路交通法第45条の2第1項の規定による高齢運転者等が運転する普通自動車の届出及び同条第2項の規定による高齢運転者等標章の交付の申請の受理			○
	2	道路交通法第45条の2第2項の規定による高齢運転者等標章の交付			○
	3	道路交通法第45条の2第3項の規定による高齢運転者等標章の再交付の申請の受理			○
	4	道路交通法第45条の2第3項の規定による高齢運転者等標章の再交付			○
	5	道路交通法第45条の2第4項の規定による高齢運転者等標章の返納の受理			○
	6	道路交通法施行規則第6条の3の5の規定による高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出の受理			○
	7	兵庫県道路交通法施行細則第2条の2第2項の規定による除外標章交付申請書の受理			○
	8	兵庫県道路交通法施行細則第2条の2第6項の規定による除外標章再交付申請書の受理			○
	9	兵庫県道路交通法施行細則第2条の2第7項の規定による除外標章記載事項変更届の受理			○

	10 兵庫県道路交通法施行細則第2条の2第9項の規定による除外標章の返納の受理			○
交通指導課	1 道路交通法第108条の34の規定による行政庁又は使用者に対する通知			○
運転免許課	1 道路交通法第90条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由の通知			○
	2 道路交通法第90条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与及び有利な証拠の受理	○		
	3 道路交通法第90条第8項及び第103条第6項の規定による適性検査の受検及び医師の診断書の提出命令			○
	4 道路交通法第90条第11項及び第103条第9項（同法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）の規定による住所地管轄公安委員会への通知			○
	5 道路交通法第91条の規定による自動車等を運転するについての必要な条件の付与及び変更（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）			○
	6 道路交通法第91条の2第2項の規定による申請による条件の付与及び変更（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）			○
	7 道路交通法第91条の2第3項の規定による申請による条件の変更の審査（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）			○
	8 道路交通法第93条第2項（同法第95条の3において適用する場合を含む。）の規定による運転免許証又は免許情報記録（個人番号カードに記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。）（以下「運転免許証等」という。）への条件及び条件の変更の記載又は記録			○
	9 道路交通法第94条第1項（同法第95条の5第2項において適用する場合を含む。）の規定による運転免許証等への変更に係る事項の記載又は記録			○
	10 道路交通法第94条第2項の規定による運転免許証の再交付			○
11 道路交通法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録（運転免許試験に伴うものを除く。）			○	

12	道路交通法第95条の2第4項の規定による運転免許証の返納の受理（運転免許試験に伴うものを除く。）			○
13	道路交通法第95条の2第10項の規定による免許情報記録の抹消（運転免許試験に伴うものを除く。）			○
14	道路交通法第95条の2第11項の規定による運転免許証の交付（運転免許試験に伴うものを除く。）			○
15	道路交通法第101条第1項の規定による運転免許証等の更新申請書の受理			○
16	道路交通法第101条第3項の規定による更新連絡書の送付			○
17	道路交通法第101条第5項及び第101条の2第3項の規定による適性検査の実施			○
18	道路交通法第101条第6項及び第101条の2第4項の規定による運転免許証等の有効期間の更新			○
19	道路交通法第101条の2の2第1項の規定による運転免許証等の更新申請書の受理			○
20	道路交通法第101条の2の2第4項の規定による適性検査の実施			○
21	道路交通法第101条の2の2第5項の規定による住所地公安委員会への更新申請書等の送付			○
22	道路交通法第101条の2の2第6項の規定による住所地公安委員会への更新時講習を受講した旨の通知			○
23	道路交通法第101条の2の2第7項の規定による適性検査を受けるべき旨の通知及び同適性検査の実施			○
24	道路交通法第101条の4第5項第1号及び第2号の規定による高齢者講習通知書の送付			○
25	道路交通法第101条の4第5項第2号及び第3号の規定による認知機能検査等通知書の送付			○
26	道路交通法第101条の4第5項第3号の規定による運転技能検査等通知書の送付			○
27	道路交通法第101条の4の2第1項の規定による運転免許証の受理及び交付			○
28	道路交通法第101条の4の2第3項の規定による免許情報記録の書き換え			○
29	道路交通法第101条の4の2第4項の規定による運転免許証の返納の受理			○
30	道路交通法第101条の5の規定による報告徴収			○

31	道路交通法第101条の6第1項の規定による医師からの届出の受理			○
32	道路交通法第101条の6第2項の規定による医師からの確認に対する回答			○
33	道路交通法第101条の6第4項の規定による居住地を管轄する公安委員会への通知			○
34	道路交通法第101条の6第4項の規定による通知の受理			○
35	道路交通法第101条の7第2項の規定による臨時認知機能検査通知書の送付			○
36	道路交通法第101条の7第5項の規定による臨時高齢者講習通知書の送付			○
37	道路交通法第102条第6項及び第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の期日、場所その他必要な事項の通知			○
38	道路交通法第103条第3項及び第5項（同法第104条の2の3第5項及び第107条の5第9項において準用する場合を含む。）の規定による住所地管轄公安委員会への処分移送通知書の送付			○
39	道路交通法第103条第5項（同法第104条の2の3第5項及び第107条の5第9項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書の受理			○
40	道路交通法第103条の2第5項（同法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による通知書及び運転免許証の受理			○
41	道路交通法第103条の2第6項（同法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による通知書及び運転免許証の送付			○
42	道路交通法第104条第1項（同法第104条の2の4第6項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所の通知			○
43	道路交通法第104条第2項（同法第104条の2の4第6項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取及び有利な証拠の受理	○		
44	道路交通法第104条第3項（同法第104条の2の4第6項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による参考人又は関係人の出頭要求及び意見又は事情の聴取	○		
45	道路交通法第104条の2の4第3項の規定による処分移送通知書の送付			○
46	道路交通法第104条の2の4第4項の規定による処分移送通知書の受理			○

47	道路交通法第104条の3第1項の規定による運転免許/取消/停止/処分書の交付			○
48	道路交通法第104条の4第2項の規定による申請による運転免許の取消し			○
49	道路交通法第105条の2第2項又は第4項の規定による運転経歴証明書の交付又は運転経歴情報の記録			○
50	道路交通法第106条の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理			○
51	道路交通法第106条の3第1項（同法第104条の2の2に規定する再試験に係る取消しの場合を除く。）の規定による運転免許証の返納の受理			○
52	道路交通法第106条の3第2項（同法第104条の2の2に規定する再試験に係る取消しの場合を除く。）の規定による運転免許を取り消された者がなお他の種類の運転免許を受けている場合における当該他の種類の運転免許に係る運転免許証の交付			○
53	道路交通法第106条の3第4項の規定による運転免許証の受理			○
54	道路交通法第106条の3第5項の規定による運転免許証の返還			○
55	道路交通法第106条の4第1項（同法第104条の2の2に規定する再試験に係る取消しの場合を除く。）の規定による免許情報記録の抹消の受理			○
56	道路交通法第106条の4第2項（同法第104条の2の2に規定する再試験に係る取消しの場合を除く。）の規定による免許情報記録の書き換え			○
57	道路交通法第107条の規定による更新証明書の交付			○
58	道路交通法第107条の3の2の規定による報告徴収			○
59	道路交通法第107条の5第5項の規定による国際運転免許証等の受理			○
60	道路交通法第107条の5第6項の規定による国際運転免許証等の返還			○
61	道路交通法第107条の5第7項の規定による国際運転免許証等の受理			○
62	道路交通法第107条の5第8項の規定による国際運転免許証等への処分に係る事項の記載			○
63	道路交通法第107条の6の規定による国家公安委員会への報告			○
64	道路交通法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付申請書の受理			○

65	道路交通法第107条の7第3項の規定による自動車等の種類の記載及び国外運転免許証の交付			○
66	道路交通法第107条の10第1項の規定による国外運転免許証の返納の受理			○
67	道路交通法第107条の10第2項の規定による国外運転免許証の受理			○
68	道路交通法第107条の10第3項の規定による国外運転免許証の返還の請求の受理及び国外運転免許証の返還			○
69	道路交通法第108条の2第1項の規定による同項第2号、第3号、第11号、第12号、第13号及び第14号に掲げる取消処分者講習、停止処分者講習、更新時講習、高齢者講習、違反者講習及び若年運転者講習の実施			○
70	道路交通法第108条の3の2の規定による違反者講習通知書の送付			○
71	道路交通法第108条の3の3の規定による若年運転者講習通知書の送付			○
72	道路交通法施行令第37条の6第2号の規定による特定任意講習の実施			○
73	道路交通法施行令第37条の6の2第1号の規定による特定任意高齢者講習の実施			○
74	道路交通法施行令第37条の7第1号の規定による臨時適性検査の申請の受理			○
75	道路交通法施行規則第18条の3の規定による運転免許／拒否／保留／処分通知書又は運転免許／取消／停止／処分通知書による通知			○
76	道路交通法施行規則第18条の6第2項の規定による運転免許条件申請書の受理（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）			○
77	道路交通法施行規則第20条第1項の規定による運転免許証記載事項変更届の受理			○
78	道路交通法施行規則第21条の規定による運転免許証再交付申請書の受理			○
79	道路交通法施行規則第21条の2の規定による特定免許情報記録申請書の受理			○
80	道路交通法施行規則第21条の5の規定による運転免許証返納届の受理			○
81	道路交通法施行規則第21条の8の規定による免許情報記録抹消届の受理			○
82	道路交通法施行規則第21条の9第1項の規定による運転免許証交付申請書の受理			○

83	道路交通法施行規則第 29 条の 2 第 2 項の規定による特例更新申請書の受理			○
84	道路交通法施行規則第 29 条の 2 の 2 第 1 項の規定による経由申請書の受理			○
85	道路交通法施行規則第 29 条の 2 の 3 第 3 号の規定による診断書等の受理			○
86	道路交通法施行規則第 29 条の 2 の 4 の規定による報告書の受理			○
87	道路交通法施行規則第 29 条の 2 の 5 第 1 項第 4 号の規定による診断書等の受理			○
88	道路交通法施行規則第 29 条の 2 の 5 第 4 項の規定による臨時認知機能検査を受検できなかった理由を証する書面の受理			○
89	道路交通法施行規則第 29 条の 2 の 6 第 4 項の規定による臨時高齢者講習を受講できなかった理由を証する書面の受理			○
90	道路交通法施行規則第 30 条の 6 の規定による出頭命令通知書の受領及び送付			○
91	道路交通法施行規則第 30 条の 7 第 1 項の規定による運転免許取消申請書の受理			○
92	道路交通法施行規則第 30 条の 7 第 5 項の規定による申請による運転免許の取消通知書による通知			○
93	道路交通法施行規則第 30 条の 10 の規定による運転経歴証明書への変更に係る事項の記載			○
94	道路交通法施行規則第 30 条の 11 の規定による運転経歴証明書の再交付			○
95	道路交通法施行規則第 30 条の 12 の規定による運転経歴証明書の返納の受理			○
96	道路交通法施行規則第 30 条の 15 の規定による運転経歴情報記録個人番号カードへの変更に係る事項の記録			○
97	道路交通法施行規則第 30 条の 16 の規定による運転経歴情報の抹消			○
98	道路交通法施行規則第 37 条の 2 の規定による報告書の受理			○
99	道路交通法施行規則第 37 条の 2 の 2 第 2 項の規定による措置命令書の交付			○
100	道路交通法施行規則第 37 条の 4 第 1 項の規定による運転禁止処分票のはり付け		○	
101	道路交通法施行規則第 37 条の 5 の 2 第 1 項の規定による自動車等の運転禁止処分書の交付			○
102	道路交通法施行規則第 37 条の 5 の 2 第 3 項の規定による出頭命令通知書の受領及び送付			○

103	道路交通法施行規則第 38 条第 3 項第 1 号の規定による停止処分者講習の受講の申請の受理			○
104	道路交通法施行規則第 38 条第 17 項及び兵庫県道路交通法施行細則第 22 条の規定による高齢者講習終了証明書の交付及び再交付			○
105	道路交通法施行規則第 38 条の 2 の規定による特定任意講習終了証明書及び特定任意高齢者講習終了証明書の交付			○
106	道路交通法施行規則第 38 条の 4 の 2 第 3 項の規定による違反者講習を受講できなかった理由を証する書面の受理			○
107	道路交通法施行規則第 38 条の 4 の 2 の 2 第 3 項の規定による若年運転者講習を受講できなかった理由を証する書面の受理			○
108	運転免許に係る講習等に関する規則第 4 条第 2 項第 1 号ロに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習の実施		○	
109	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第 5 条の規定による代理人に係る届出の受理			○
110	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第 6 条の規定による補佐人出頭許可申請に係る書面の受理、許可及び通知			○
111	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第 8 条第 2 項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更の申出に係る書面の受理			○
112	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第 14 条第 1 項の規定による弁明書による弁明の承認			○
113	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第 14 条第 2 項の規定による弁明録取者の指名			○
114	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第 17 条第 1 項において準用する同規則第 5 条の規定による代理人の資格に係る届出の受理			○
115	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第 17 条第 2 項において準用する同規則第 6 条の規定による補佐人出頭許可申請に係る書面の受理、許可及び通知			○
116	兵庫県道路交通法施行細則第 17 条の 3 の規定による認知機能検査の受検の申請の受理			○

117	兵庫県道路交通法施行細則第17条の4の規定による運転技能検査の受検の申請の受理			○
118	兵庫県道路交通法施行細則第18条第2項の規定による検査依頼書及び検査依頼書（基準該当者）の交付			○
119	兵庫県道路交通法施行細則第18条の2の規定による運転経歴証明書交付等申請（届出）書の受理			○
120	兵庫県道路交通法施行細則第19条第1項の規定による取消処分者講習受講申請書の受理			○
121	兵庫県道路交通法施行細則第19条第1項の規定による取消処分者講習の日時及び場所の指定			○
122	兵庫県道路交通法施行細則第19条第2項、第6項、第7項及び第8項の規定による停止処分者講習、更新時講習、高齢者講習及び違反者講習の日時及び場所の指定			○
123	兵庫県道路交通法施行細則第19条第6項の規定による更新時講習の受講の申請の受理			○
124	兵庫県道路交通法施行細則第19条第7項の規定による高齢者講習の受講の申請の受理			○
125	兵庫県道路交通法施行細則第19条第8項の規定による違反者講習の受講の申請の受理			○
126	兵庫県道路交通法施行細則第19条第9項の規定による若年運転者講習の受講の申請の受理			○
127	兵庫県道路交通法施行細則第19条第10項の規定による特定任意講習及び特定任意高齢者講習の受講の申請の受理			○
128	兵庫県道路交通法施行細則第19条第10項の規定による特定任意講習及び特定任意高齢者講習の日時及び場所の指定			○
129	兵庫県道路交通法施行細則第19条第11項の規定による認知機能検査員講習の受講の申請の受理			○
130	兵庫県道路交通法施行細則第19条第11項の規定による認知機能検査員講習の日時及び場所の指定			○
131	兵庫県道路交通法施行細則第19条の3第1項及び第2項の規定による認知機能検査結果通知書（甲）又は認知機能検査結果通知書（乙）の交付及び再交付			○
132	兵庫県道路交通法施行細則第19条の3第2項の規定による認知機能検査結果通知書再交付申請書の受理			○

	133 兵庫県道路交通法施行細則第 19 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定による認知機能検査等受検免除証明書の交付及び再交付			○
	134 兵庫県道路交通法施行細則第 19 条の 4 第 2 項の規定による認知機能検査等受検免除証明書再交付申請書の受理			○
	135 兵庫県道路交通法施行細則第 19 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定による運転技能検査受検結果証明書（甲）又は運転技能検査受検結果証明書（乙）の交付及び再交付			○
	136 兵庫県道路交通法施行細則第 19 条の 5 第 2 項の規定による運転技能検査受検結果証明書再交付申請書の受理			○
	137 兵庫県道路交通法施行細則第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定による取消処分者講習終了証書の交付及び再交付			○
	138 兵庫県道路交通法施行細則第 20 条第 2 項の規定による取消処分者講習終了証書再交付申請書の受理			○
	139 兵庫県道路交通法施行細則第 22 条の規定による高齢者講習終了証明書再交付申請書の受理			○
	140 兵庫県道路交通法施行細則第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による若年運転者講習終了証明書の交付及び再交付			○
	141 兵庫県道路交通法施行細則第 22 条の 2 第 2 項の規定による若年運転者講習終了証明書再交付申請書の受理			○
	142 兵庫県道路交通法施行細則第 23 条の規定による特定任意講習終了証明書再交付申請書の受理			○
	143 兵庫県道路交通法施行細則第 23 条の 2 の規定による特定任意高齢者講習終了証明書再交付申請書の受理			○
	144 兵庫県道路交通法施行細則第 23 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による認知機能検査員講習終了証書の交付及び再交付			○
	145 兵庫県道路交通法施行細則第 23 条の 3 第 2 項の規定による認知機能検査員講習終了証書再交付申請書の受理			○
	146 兵庫県道路交通法施行細則第 25 条の 2 の規定による免許等保有状況変更申出書の受理			○
運転免許試験場	1 道路交通法第 89 条第 1 項の規定による運転免許申請書の受理			○
	2 道路交通法第 89 条第 3 項の規定による技能検査申請書の受理及び検査合格証明書の交付			○

3	道路交通法第91条の規定による自動車等を運転するについての必要な条件の付与及び変更（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）			○
4	道路交通法第92条第1項の規定による運転免許証の交付			○
5	道路交通法第92条第2項（同法95条の3において適用する場合を含む。）の規定による運転免許証の受理及び交付又は免許情報記録の書き換え			○
6	道路交通法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録（運転免許試験に伴うものに限る。）			○
7	道路交通法第95条の2第4項の規定による運転免許証の返納の受理（運転免許試験に伴うものに限る。）			○
8	道路交通法第95条の2第10項の規定による免許情報記録の抹消（運転免許試験に伴うものに限る。）			○
9	道路交通法第95条の2第11項の規定による運転免許証の交付（運転免許試験に伴うものに限る。）			○
10	道路交通法第97条の2第3項及び第4項の規定による運転免許試験の一部の免除			○
11	道路交通法第97条の3第2項の規定による運転免許試験の合格の決定の取消しの通知			○
12	道路交通法第99条の4の規定による指定自動車教習所職員講習の通知			○
13	道路交通法第100条の2第4項（同法第100条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による再試験を行う旨及びその理由その他必要な事項の通知			○
14	道路交通法第100条の2第5項の規定による再試験受験申込書の受理			○
15	道路交通法第100条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による住所地管轄公安委員会への試験移送通知書の送付			○
16	道路交通法第104条の2の2第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による住所地管轄公安委員会への処分移送通知書の送付			○
17	道路交通法第104条の2の2第4項の規定による処分移送通知書の受理			○
18	道路交通法第104条の2の2第6項において準用する同法第104条第1項の規定による処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所の通知			○

19	道路交通法第104条の2の2第7項の規定による住所地管轄公安委員会への通知			○
20	道路交通法第106条の3第1項（同法第104条の2の2に規定する再試験に係る取消しの場合に限る。）の規定による運転免許証の返納の受理			○
21	道路交通法第106条の3第2項（同法第104条の2の2に規定する再試験に係る取消しの場合に限る。）の規定による運転免許を取り消された者がなお他の種類の運転免許を受けている場合における当該他の種類の運転免許に係る運転免許証の交付			○
22	道路交通法第106条の4第1項（同法第104条の2の2に規定する再試験に係る取消しの場合に限る。）の規定による免許情報記録の抹消の受理			○
23	道路交通法第106条の4第2項（同法第104条の2の2に規定する再試験に係る取消しの場合に限る。）の規定による免許情報記録の書き換え			○
24	道路交通法第108条の2第1項の規定による同項第4号から第10号までに掲げる大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習、応急救護処置講習(一)、応急救護処置講習(二)、指定自動車教習所職員講習及び初心運転者講習の実施		○	
25	道路交通法第108条の3第1項の規定による初心運転者講習の通知			○
26	道路交通法施行規則第18条の5の規定による限定解除審査申請書の受理			○
27	道路交通法施行規則第18条の6第2項の規定による運転免許条件申請書の受理（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものに限る。）			○
28	道路交通法施行規則第24条第7項（同規則第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による技能試験の自動車の指定			○
29	道路交通法施行規則第26条の4第3号の規定による診断書等の受理			○
30	道路交通法施行規則第28条の規定による運転免許試験成績証明書の交付			○
31	道路交通法施行規則第30条の4の規定による運転免許取消処分書の交付			○
32	道路交通法施行規則第35条の規定による指定自動車教習所の指定申請書の受理		○	
33	道路交通法施行規則第38条第17項の規定による大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明			○

	書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、原付講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書及び応急救護処置講習(二)終了証明書の交付			
34	道路交通法施行規則第38条の4第1項の規定による初心運転者講習通知書による通知			○
35	道路交通法施行規則第38条の4第3項の規定による初心運転者講習を受けないことについてやむを得ない理由のあることを証する書類の提出の受理			○
36	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第5条の規定による代理人に係る届出の受理			○
37	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第6条の規定による補佐人出頭許可申請に係る書面の受理、許可及び通知			○
38	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第8条第2項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更の申出に係る書面の受理			○
39	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第14条第1項の規定による弁明書による弁明の承認			○
40	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第14条第2項の規定による弁明録取者の指名			○
41	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第17条第1項において準用する同規則第5条の規定による代理人の資格に係る届出の受理			○
42	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第17条第2項において準用する同規則第6条の規定による補佐人出頭許可申請に係る書面の受理、許可及び通知			○
43	兵庫県道路交通法施行細則第12条第1項の規定による条件解除(変更)審査申請書の受理			○
44	兵庫県道路交通法施行細則第12条第2項の規定による緊急自動車運転資格審査申請書の受理			○
45	兵庫県道路交通法施行細則第17条第2項の規定による運転免許試験受験停止通知書による通知			○

	46 兵庫県道路交通法施行細則第 19 条第 3 項の規定による取得時講習受講申請書の受理			○
	47 兵庫県道路交通法施行細則第 19 条第 3 項の規定による取得時講習の日時及び場所の指定			○
	48 兵庫県道路交通法施行細則第 19 条第 4 項の規定による指定自動車教習所職員講習受講申請書の受理			○
	49 兵庫県道路交通法施行細則第 19 条第 5 項の規定による初心運転者講習受講申請書の受理			○
	50 兵庫県道路交通法施行細則第 19 条第 5 項の規定による初心運転者講習の日時及び場所の指定		○	
	51 兵庫県道路交通法施行細則第 21 条の規定による取得時講習終了証明書再交付申請書の受理及び取得時講習終了証明書の再交付			○
	52 兵庫県道路交通法施行細則第 24 条第 3 項の規定による運転適性指導員等解任命令書の交付			○
交通機 動隊	1 道路交通法第 108 条の 34 の規定による行政庁又は使用者に対する通知			○
高速道 路交通 警察隊	1 道路交通法第 108 条の 34 の規定による行政庁又は使用者に対する通知			○

3 警察署長の専決事項

1 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第 10 条第 1 項の規定による申請の受理
2 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第 19 条の規定による届出の受理
3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 13 条の規定による申出の受理及び援助を行う旨の決定（定型的で警察署限りで行うことが可能であるとされる援助に限る。）
4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 14 条第 1 項の規定による援助を行う旨の決定（定型的で警察署限りで行うことが可能であるとされる援助に限る。）
5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 28 条第 1 項の規定による援護等の措置を行う旨の決定（定型的で警察署限りで行うことが可能であるとされる援護等に限る。）
6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 33 条第 1 項の規定による立入りの実施の決定
7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 36 条第 4 項の規定による協力の要求（検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案に限る。）
8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第 15 条の規定による援助の申出の受理
9 暴力団排除条例第 30 条第 1 項の規定による命令（同条例第 14 条又は第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定による命令に限る。）に係る立入りの実施の決定
10 質屋営業法第 3 条第 2 項の規定による不許可の場合の申請者からの意見聴取
11 質屋営業法第 4 条第 1 項の規定による営業内容の変更の許可
12 質屋営業法第 27 条第 1 項の規定による法令違反者の他の公安委員会への通知

- 13 質屋営業法第 28 条第 3 項第 1 号及び同条第 5 項の規定による質置主の保護に関する特例の承認
- 14 質屋営業法施行規則（昭和 25 年総理府令第 25 号）第 9 条の規定による質物保管設備の変更届の受理
- 15 質物の保管設備の基準に関する規則（平成 4 年兵庫県公安委員会規則第 7 号）第 2 条第 2 項、第 3 項、第 3 条及び第 4 条の規定による認定
- 16 古物営業法第 10 条の 2 第 2 項の規定による廃止又は変更の届出書の受理（認定古物競りあわせ業者に係るものに限る。）
- 17 古物営業法施行規則第 19 条の 4 第 1 項の規定による認定申請書の受理
- 18 古物営業法施行規則第 19 条の 9 第 2 項の規定による変更届出書の受理
- 19 古物営業法施行規則第 19 条の 11 第 1 項の規定による認定申請書の受理
- 20 古物営業法施行規則第 19 条の 13 第 1 項の規定による届出書の受理
- 21 警備業法第 5 条第 1 項（同法第 7 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理
- 22 警備業法第 5 条第 2 項の規定による認定の通知
- 23 警備業法第 5 条第 3 項の規定による不認定の通知
- 24 警備業法第 7 条第 3 項の規定による認定の有効期間の不更新の通知
- 25 警備業法第 9 条、第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項（同法第 11 条第 3 項、第 16 条第 3 項及び第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 12 条第 2 項、第 16 条第 2 項（同法第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 40 条及び第 41 条の規定による警備業に関する届出書の受理
- 26 警備業法第 12 条第 1 項の規定による届出書の受理
- 27 警備業法第 22 条第 2 項及び第 42 条第 2 項の規定による資格者証の交付
- 28 警備業法第 46 条の規定による警備業者に対する報告又は資料提出の要求
- 29 警備業法第 47 条第 1 項の規定による営業所、基地局又は待機所に対する警察職員の立入検査等の指示
- 30 警備業法施行規則第 9 条の規定による更新に係る認定の通知
- 31 警備業法施行規則第 42 条第 1 項（同規則第 63 条において準用する場合を含む。）の規定による資格者証の交付申請書の受理
- 32 警備業法施行規則第 43 条第 1 項（同規則第 63 条において準用する場合を含む。）の規定による資格者証の書換え申請書の受理及び書換え
- 33 警備業法施行規則第 43 条第 3 項（同規則第 63 条において準用する場合を含む。）の規定による資格者証の再交付申請書の受理及び再交付
- 34 警備業法施行規則第 44 条第 1 項の規定による資格者証及び合格証明書の返納命令書の交付
- 35 警備業法施行規則第 44 条第 2 項の規定による資格者証及び合格証明書の返納の受理
- 36 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 4 条（同規則第 13 条において準用する場合を含む。）の規定による講習の受講申込書の受理
- 37 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 7 条第 2 項（同規則第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による修了証明書の再交付申請書の受理及び再交付
- 38 警備員等の検定等に関する規則第 9 条第 1 項の規定による検定申請書の受理
- 39 警備員等の検定等に関する規則第 10 条の規定による受検票の交付
- 40 警備員等の検定等に関する規則第 11 条第 1 項の規定による成績証明書の交付
- 41 警備員等の検定等に関する規則第 12 条第 1 項の規定による成績証明書の書換え申請書の受理及び書換え
- 42 警備員等の検定等に関する規則第 12 条第 2 項の規定による成績証明書の再交付申請書の受理及び再交付
- 43 警備員等の検定等に関する規則第 14 条第 1 項の規定による合格証明書の交付申請書の受理

- 44 警備員等の検定等に関する規則第 15 条第 1 項の規定による合格証明書の書換え申請書の受理及び書換え
- 45 警備員等の検定等に関する規則第 15 条第 3 項の規定による合格証明書の再交付申請書の受理及び再交付
- 46 警備員等の検定等に関する規則附則第 10 条第 1 項の規定による審査申請書の受理
- 47 探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による探偵業開始の届出書の受理
- 48 探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条第 2 項の規定による廃止又は届出事項の変更の届出書の受理
- 49 探偵業の業務の適正化に関する法律第 13 条第 1 項の規定による探偵業者に対する報告若しくは資料提出の要求又は営業所に対する警察職員の立入検査等の指示
- 50 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可（生活安全部長専決に係るものを除く。）
- 51 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 2 項の規定による許可の条件の付与及び変更
- 52 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 5 項及び第 6 条第 1 項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可
- 53 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 1 項（同法第 7 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による認知機能検査の実施
- 54 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 4 第 2 項及び第 9 条の 6 第 3 項（同法第 9 条の 11 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による猟銃等に対する番号又は記号の打刻命令
- 55 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 4 第 3 項の規定によるクロスボウに対する表示の措置の命令
- 56 銃砲刀剣類所持等取締法第 7 条の 3 第 2 項の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新
- 57 銃砲刀剣類所持等取締法第 8 条第 7 項、第 9 条の 8 第 3 項、第 9 条の 12 第 2 項、第 11 条第 8 項及び第 9 項並びに第 26 条第 2 項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置
- 58 銃砲刀剣類所持等取締法第 8 条第 8 項、第 9 条の 8 第 4 項、第 9 条の 12 第 3 項、第 11 条第 10 項及び第 11 項並びに第 26 条第 5 項の規定による仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還
- 59 銃砲刀剣類所持等取締法第 8 条第 9 項（同法第 8 条の 2 第 4 項、第 9 条の 8 第 5 項、第 9 条の 12 第 4 項、第 11 条第 12 項、第 11 条の 2 第 6 項、第 24 条の 2 第 8 項及び第 27 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による銃砲刀剣類等の売却及び廃棄
- 60 銃砲刀剣類所持等取締法第 8 条第 10 項（同法第 8 条の 2 第 4 項、第 9 条の 8 第 5 項、第 9 条の 12 第 4 項、第 11 条第 12 項、第 11 条の 2 第 6 項、第 24 条の 2 第 8 項及び第 27 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による銃砲刀剣類等の売却代金の交付
- 61 銃砲刀剣類所持等取締法第 8 条の 2 第 2 項及び第 11 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定による拳銃部品の提出命令及び仮領置
- 62 銃砲刀剣類所持等取締法第 8 条の 2 第 3 項並びに第 11 条の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による仮領置した拳銃部品の返還
- 63 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 10 第 2 項の規定による射撃練習資格の認定
- 64 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 5 第 3 項（同法第 9 条の 10 第 3 項及び第 9 条の 16 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による射撃教習資格等の認定の取消し
- 65 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 16 第 1 項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定
- 66 銃砲刀剣類所持等取締法第 10 条の 6 第 1 項、第 13 条後段及び第 27 条の 2 第 1 項の規定による報告の要求

- 67 銃砲刀剣類所持等取締法第 10 条の 6 第 2 項及び第 27 条の 2 第 2 項の規定による立入検査等の指示
- 68 銃砲刀剣類所持等取締法第 10 条の 6 第 6 項において準用する同法第 9 条の 7 第 3 項の規定による銃砲の保管の設備及び方法の改善その他危害予防上必要な措置の命令
- 69 銃砲刀剣類所持等取締法第 13 条の 2 の規定による公務所等への照会
- 70 銃砲刀剣類所持等取締法第 13 条の 3 第 1 項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出命令及び保管
- 71 銃砲刀剣類所持等取締法第 13 条の 3 第 2 項の規定による保管した銃砲等又は刀剣類の返還
- 72 銃砲刀剣類所持等取締法第 13 条の 3 第 3 項の規定による拳銃部品の提出命令及び保管
- 73 銃砲刀剣類所持等取締法第 13 条の 3 第 4 項の規定による保管した拳銃部品の返還
- 74 銃砲刀剣類所持等取締法第 27 条第 1 項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出命令
- 75 銃砲刀剣類所持等取締法第 28 条の 2 第 3 項の規定による猟銃安全指導委員に対する情報の提供
- 76 銃砲刀剣類所持等取締法第 29 条第 1 項の規定による申出の受理
- 77 銃砲刀剣類所持等取締法第 29 条第 2 項の規定による調査及び措置
- 78 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 9 条第 2 項及び第 31 条第 1 項の規定による所持許可の期間の決定
- 79 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 31 条第 2 項の規定による所持許可の期間の延長
- 80 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 3 条の 4 第 1 号の規定による危害防止上有効な措置に関する事務
- 81 猟銃安全指導委員規則第 2 条第 2 項の規定による猟銃所持者その他の関係者に対する周知の措置
- 82 火薬類取締法第 19 条第 1 項の規定による運搬証明書の交付
- 83 火薬類取締法第 19 条第 2 項の規定による火薬類の運搬に関する指示
- 84 火薬類取締法第 43 条第 2 項の規定による火薬庫等への立入検査の指示
- 85 火薬類取締法第 48 条第 1 項の規定による許可の条件の付与
- 86 火薬類取締法第 50 条の 2 第 1 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定による猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受けの許可
- 87 火薬類取締法第 50 条の 2 第 1 項において準用する同法第 24 条第 1 項の規定による猟銃用火薬類等の輸入の許可
- 88 火薬類取締法第 50 条の 2 第 1 項において準用する同法第 25 条第 1 項の規定による猟銃用火薬類等の消費の許可
- 89 火薬類取締法第 52 条第 1 項の規定による知事又は指定都市の長からの意見聴取に関する文書の受理及び意見聴取に対する回答（生活安全部長専決又は保安課長専決に係るものを除く。）
- 90 火薬類取締法第 52 条第 2 項の規定による知事、指定都市の長又は地方運輸局長からの通報の受理
- 91 火薬類の運搬に関する内閣府令第 2 条の規定による火薬類運搬届の受理
- 92 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 条第 2 項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定による許可条件の付与及び変更（生活安全部長専決に係るものを除く。）
- 93 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 5 条第 1 項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定による許可申請書の受理
- 94 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 5 条第 3 項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定による不許可の通知
- 95 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定による認定申請書の受理

- 96 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 10 条の 2 第 4 項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定による不認定の通知
- 97 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 20 条第 10 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定による遊技機の変更承認
- 98 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 27 条第 1 項の規定による営業開始の届出書の受理
- 99 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 27 条第 4 項（同法第 31 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出があった旨を記載した書面の交付
- 100 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条第 2 項又は第 3 項（同法第 31 条の 5 第 3 項及び第 31 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 31 条の 16 第 2 項若しくは第 3 項の規定による標章取り除き処分の決定
- 101 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 2 第 4 項（同法第 31 条の 7 第 2 項及び第 31 条の 17 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出があった旨を記載した書面の交付
- 102 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 2 第 1 項の規定による営業開始の届出書の受理
- 103 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 7 第 1 項の規定による営業開始の届出書の受理
- 104 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 12 第 1 項の規定による営業開始届出書の受理
- 105 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 17 第 1 項の規定による営業開始の届出書の受理
- 106 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 33 条第 1 項の規定による営業開始の届出書の受理
- 107 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 37 条第 1 項の規定による報告又は資料提出の要求
- 108 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 37 条第 1 項の規定による報告又は資料の受理
- 109 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 38 条の 2 第 1 項の規定による立入りの指示
- 110 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 38 条の 2 第 2 項の規定による立入りの実施に関する指示
- 111 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 6 条の 4 第 2 項（同規則第 74 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による通知書の交付
- 112 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 13 条第 1 項（同施行規則第 81 条において準用する場合を含む。）の規定による相続承認申請書の受理
- 113 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 14 条第 1 項（同施行規則第 82 条において準用する場合を含む。）の規定による法人の合併承認申請書の受理
- 114 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 15 条第 1 項（同施行規則第 83 条において準用する場合を含む。）の規定による法人の分割承認申請書の受理
- 115 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 16 条第 2 項（同施行規則第 22 条及び第 84 条において準用する場合を含む。）の規定による相続、法人の合併又は法人の分割の不承認の通知
- 116 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 44 条第 2 項（同施行規則第 55 条第 2 項及び第 66 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出確認書不交付通知書の交付

- 117 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第1条第1項の規定による認定申請書の受理
- 118 犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項の規定による届出の受理
- 119 犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条第1項の規定による特定事業者の営業所等への立入検査等の指示
- 120 犯罪による収益の移転防止に関する法律第17条の規定による指導及び助言
- 121 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第33条第2項の規定による身分証明書発行
- 122 少年指導委員規則第8条第2項の規定による少年指導委員の指導
- 123 少年指導委員規程第3条の規定による少年指導委員証の交付
- 124 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第7条第1項の規定によるインターネット異性紹介事業開始の届出の受理
- 125 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第7条第2項の規定による廃止又は届出事項の変更の届出の受理
- 126 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第16条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告又は資料提出の要求
- 127 災害対策基本法施行令第32条第1項の規定による標示の設置
- 128 災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付
- 129 大規模地震対策特別措置法施行令第12条の規定による緊急輸送車両の確認並びに標章及び証明書の交付
- 130 原子力災害対策特別措置法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第32条第1項の規定による標示の設置
- 131 原子力災害対策特別措置法施行令第8条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付
- 132 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条の規定により準用する災害対策基本法施行令第32条第1項の規定による標示の設置
- 133 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条の規定により準用する災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付
- 134 道路交通法第4条第1項の規定による信号機の管理及び一時的な信号機の設置
- 135 道路交通法第59条第2項ただし書及び第3項の規定による自動車のけん引の許可及び許可証の交付
- 136 道路交通法第75条第9項（同法第75条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する文書の交付及び標章のはり付け
- 137 道路交通法第75条第10項（同法第75条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理
- 138 道路交通法第89条第1項の規定による小型特殊自動車及び一般原動機付自転車の運転免許試験の実施（警察本部長の指定する警察署長に限る。）
- 139 道路交通法第97条の3第1項の規定による運転免許試験の停止又は合格の決定の取消し
- 140 道路交通法第97条の3第3項の規定による運転免許試験を受けることができない期間の指定
- 141 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による申請書の受理
- 142 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定による認定の通知
- 143 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第3項の規定による認定拒否の通知

- 144 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定による自動車運転代行業者に対する取消しの通知
- 145 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定による変更届出書の受理
- 146 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第1項及び第2項の規定による廃業等届出書の受理
- 147 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第6項の規定による解任命令書の交付
- 148 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第9項の規定による文書の交付及び標章のはり付け
- 149 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第10項の規定による申請の受理
- 150 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第1項及び第25条第2項第1号の規定による自動車運転代行業者に対する指示の通知
- 151 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項、第24条第1項、第25条第2項第2号及び第25条第2項第3号の規定による自動車運転代行業者に対する営業の停止等の通知
- 152 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定による自動車運転代行業者に対する業務に関しての報告若しくは資料の提出要求又は営業所に対する警察職員の立入検査等
- 153 道路交通法施行規則第22条第2項の規定による運転免許試験の受験の日時及び場所の指定
- 154 道路交通法施行規則第22条第3項による運転免許試験の受験の日時の指定
- 155 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第9条の規定による地域交通安全活動推進委員の指導
- 156 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第5条第1項の規定による申請書の受理
- 157 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第1項の規定による変更の届出の受理
- 158 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第3項の規定による書類の内容の変更の届出の受理
- 159 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第13条の規定による電磁的記録媒体提出票の受理
- 160 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第6条第1項の規定による申請書の受理
- 161 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第1項の規定による変更の届出の受理
- 162 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第3項の規定による書類の内容の変更の届出の受理
- 163 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第14条の規定による電磁的記録媒体提出票の受理
- 164 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令第9条の9の規定による安全運転管理者及び副安全運転管理者の資格認定申請の受理
- 165 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令第9条の9の規定による安全運転管理者資格認定書及び副安全運転管理者資格認定書の交付
- 166 兵庫県道路交通法施行細則第26条第2項の規定による運転免許取得者等教育認定書の交付
- 167 兵庫県道路交通法施行細則第26条第3項の規定による運転免許取得者等教育認定取消通知書の交付

- 168 兵庫県道路交通法施行細則第 26 条の 2 第 1 項の規定による認定教育指定申請書の受理
- 169 兵庫県道路交通法施行細則第 26 条の 2 第 2 項の規定による認定教育指定書の交付
- 170 兵庫県道路交通法施行細則第 26 条の 2 第 4 項の規定による認定教育指定取消通知書の交付
- 171 兵庫県道路交通法施行細則第 26 条の 3 第 2 項の規定による運転免許取得者等検査認定書の交付
- 172 兵庫県道路交通法施行細則第 26 条の 3 第 3 項の規定による運転免許取得者等検査認定取消通知書の交付
- 173 兵庫県道路交通法施行細則第 26 条の 4 第 1 項の規定による認定検査指定申請書の受理
- 174 兵庫県道路交通法施行細則第 26 条の 4 第 2 項の規定による認定検査指定書の交付
- 175 警察手数料免除規程（昭和 41 年兵庫県公安委員会訓令第 3 号）第 2 条の規定による道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料の免除
- 176 警察手数料免除規程第 3 条の規定による自動車保管場所証明書交付申請手数料の免除
- 177 自動車の保管場所の確保等に関する法律第 9 条第 2 項の規定による文書の交付及び標章のはり付け
- 178 自動車の保管場所の確保等に関する法律第 9 条第 3 項の規定による申告の受理
- 179 自動車の保管場所の確保等に関する法律第 9 条第 4 項の規定による確認
- 180 自動車の保管場所の確保等に関する法律第 9 条第 5 項の規定による通知及び標章の除去
- 181 自動車の保管場所の確保等に関する法律第 12 条の規定による報告又は資料の提出の要求
- 182 確認事務の委託の手續等に関する規則第 2 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による登録申請書の受理
- 183 確認事務の委託の手續等に関する規則第 7 条第 1 項の規定による受講申込書の受理
- 184 確認事務の委託の手續等に関する規則第 9 条第 1 項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書の交付
- 185 確認事務の委託の手續等に関する規則第 9 条第 2 項の規定による再交付申請書の受理及び駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付
- 186 確認事務の委託の手續等に関する規則第 10 条第 2 項の規定による認定申請書の受理
- 187 確認事務の委託の手續等に関する規則第 10 条第 4 項の規定による認定書の交付
- 188 確認事務の委託の手續等に関する規則第 10 条第 5 項において準用する同規則第 9 条第 2 項の規定による再交付申請書の受理及び認定書の再交付
- 189 確認事務の委託の手續等に関する規則第 11 条第 1 項の規定による交付申請書の受理
- 190 確認事務の委託の手續等に関する規則第 13 条第 1 項の規定による書換え交付申請書の受理及び書換え交付並びに資料の提示又は提出の要求
- 191 確認事務の委託の手續等に関する規則第 13 条第 2 項の規定による再交付申請書の受理及び駐車監視員資格者証の再交付
- 192 確認事務の委託の手續等に関する規則第 14 条第 1 項の規定による返納命令書の交付

4 警察署の副署長又は次長、担当官及び課長の専決事項

事務の概要	副署長 又は次長	担当官	課長
1 行政手続法第 7 条の規定による申請の審査、補正要求又は拒否			○

2	行政手続法第9条の規定による申請者等に対する必要な情報の提供			○
3	行政手続条例第7条の規定による申請の審査、補正要求又は拒否			○
4	行政手続条例第9条の規定による申請者等に対する必要な情報の提供			○
5	質屋営業法第4条第2項及び第3項の規定による廃業等の届出事項の受理			○
6	質屋営業法第8条第1項の規定による許可証の交付			○
7	質屋営業法第8条第2項の規定による許可証の書換え			○
8	質屋営業法第8条第3項の規定による許可証の亡失等についての届出の受理			○
9	質屋営業法第8条第4項の規定による許可証の再交付の申請の受理及び再交付			○
10	質屋営業法第9条の規定による許可証の返納の受理			○
11	質屋営業法施行規則第1条の規定による許可申請書の受理			○
12	古物営業法第5条第1項の規定による許可申請書の受理			○
13	古物営業法第5条第2項の規定による許可証の交付			○
14	古物営業法第5条第4項の規定による許可証の再交付			○
15	古物営業法第7条第1項から第3項までの規定による変更届出書の受理			○
16	古物営業法第8条第1項及び第3項の規定による許可証の返納等の届出事項の受理			○
17	古物営業法第10条第1項から第3項までの規定による競り売りの届出の受理			○
18	古物営業法第10条の2第1項の規定による営業開始の届出書の受理			○
19	古物営業法第10条の2第2項の規定による廃止又は変更の届出書の受理（認定古物競りあっせん業者に係るものを除く。）			○
20	古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「改正古物営業法」という。）附則第3条第2項の規定による許可証の交付の申請の受理			○
21	改正古物営業法附則第3条第3項の規定による許可証の交付			○
22	古物営業法施行規則第5条第9項の規定による許可証の書換申請書の受理及び書換え			○
23	古物営業法施行規則第6条の規定による変更後の規約の受理			○
24	古物営業法施行規則第14条の2の規定による仮設店舗営業届出書の受理			○

25	金属くず営業条例第3条の規定による許可申請書の受理			○
26	金属くず営業条例第5条第1項の規定による許可証の交付			○
27	金属くず営業条例第6条の規定による許可証の再交付			○
28	金属くず営業条例第8条の規定による許可証の返納の受理			○
29	金属くず営業条例第9条第1項の規定による変更の届出の受理及び同条第2項の規定による許可証の書換え			○
30	金属くず営業条例第23条の規定による金属くず行商の届出の受理	○	○	
31	金属くず営業条例第24条第1項の規定による行商の証の交付及び同条第2項の規定による行商の証の検認			○
32	金属くず営業条例第25条の規定による行商の証の再交付			○
33	金属くず営業条例第26条の規定による行商の証の返納の受理			○
34	金属くず営業条例第27条の規定による行商の証の書換え			○
35	金属くず営業条例施行規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第13号）第8条第1項の規定による経由警察署長の変更届出の受理			○
36	銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2第1項（同法第5条の4第3項、第6条第3項、第7条の3第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による所持許可等の申請書の受理			○
37	銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の確認			○
38	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第2項の規定による技能講習修了証明書の交付			○
39	銃砲刀剣類所持等取締法第7条第1項の規定による許可証の交付及び許可証への追加記載			○
40	銃砲刀剣類所持等取締法第8条第2項（同法第9条の15第2項において準用する場合を含む。）、第4項（同法第9条の15第3項において準用する場合を含む。）及び第5項並びに第9条第3項の規定による許可証等の返納受理			○
41	銃砲刀剣類所持等取締法第8条第3項の規定による許可証記載事項の抹消			○
42	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第2項の規定による教習資格認定証の交付			○
43	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第3項（同法第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による教習資格認定証等の返納受理			○
44	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定による練習資格認定証の交付			○

45	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格認定申請書の受理			○
46	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第2項の規定による年少射撃資格認定証の交付			○
47	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定によるクロスボウ射撃資格認定証の交付			○
48	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第28条第1項の規定による技能講習の実施日時、場所等の通知			○
49	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第41条第1項、第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）及び第3項から第5項までの規定による他の公安委員会に対する通知及び他の公安委員会からの通知の受理			○
50	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第4条第1項の規定による銃砲刀剣類製造等届出書の受理			○
51	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第4条第2項の規定による記載事項変更届の受理			○
52	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第4条第3項の規定による受理した届出書の交付			○
53	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第4条第4項の規定による事業の廃止届の受理			○
54	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第1項の規定による人命救助等に従事する者届出書の受理			○
55	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項の規定による人命救助等に従事する者届出済証明書の交付			○
56	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第6条第1項の規定による使用人届出書の受理			○
57	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第6条第2項の規定による使用人届出済証明書の交付			○
58	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第6条第3項（同規則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による記載事項変更届等の受理			○
59	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第6条第5項（同規則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による亡失、盗難及び滅失の届出の受理			○
60	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第12条第2項（同規則第42条第2項において準用する場合を含む。）の規定による推薦の取消し通知の受理			○
61	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条の規定による打刻命令書の交付			○
62	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条の2第2項の規定による表示措置命令書及びクロスボウ番号標の交付			○
63	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第20条の規定による講習受講申込書の受理			○

64	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第22条第1項（同規則第25条第1項、第29条第1項、第56条第1項、第70条第1項、第82条第1項及び第82条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による講習修了証明書等書換申請書の受理及び書換え			○
65	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第22条第2項（同規則第25条第2項、第29条第2項、第56条第2項、第70条第2項、第82条第2項及び第82条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による講習修了証明書等再交付申請書の受理及び再交付			○
66	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第26条の規定による技能講習受講申込書の受理			○
67	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第30条の規定による許可期間延長申請書の受理			○
68	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第32条第1項（同規則第78条において準用する場合を含む。）の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書等の受理及び書換え			○
69	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第33条の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書の受理及び再交付			○
70	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第35条第1項の規定による許可証の交付			○
71	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第37条第1項の規定による許可事項抹消申請書の受理			○
72	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第39条第1項の規定による銃砲等又は刀剣類返還申請書の受理			○
73	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第43条の規定による射撃指導員指定申請書の受理			○
74	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第50条（同規則第64条において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場指定申請書等の受理			○
75	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第51条（同規則第65条において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場指定書等の交付			○
76	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第52条（同規則第66条において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃指導員選任等届出書等の受理			○
77	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（同規則第67条において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃指導員解任命令書等の交付			○
78	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第54条（同規則第68条において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場指定申請書等記載事項変更届の受理			○
79	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第58条第1項（同規則第72条において準用する場合を含む。）の規定による教習用備付け銃等届出書等の受理			○

80	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 58 条第 2 項（同規則第 72 条において準用する場合を含む。）の規定による受理した届出書の交付			○
81	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 61 条の規定による教習射撃場指定解除通知書の交付			○
82	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 74 条の規定による練習射撃場指定解除通知書の交付			○
83	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 79 条の規定による年少射撃資格認定証再交付申請書の受理及び再交付			○
84	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 80 条の規定による年少射撃資格講習受講申込書の受理			○
85	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 90 条第 1 項の規定による保管業届出書の受理			○
86	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 90 条第 2 項の規定による記載事項変更届の受理			○
87	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 90 条第 3 項の規定による受理した届出書の交付			○
88	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 90 条第 4 項の規定による保管業廃止届出書の受理			○
89	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 93 条の規定による保管業務廃止等命令書の交付			○
90	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 94 条の規定による使用実績報告書の受理			○
91	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 100 条第 1 項の規定による準空気銃製造等届出書の受理			○
92	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 100 条第 2 項の規定による記載事項変更届の受理			○
93	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 100 条第 3 項の規定による受理した届出書の交付			○
94	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 100 条第 4 項の規定による事業の廃止届の受理			○
95	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 102 条第 2 項（同規則第 103 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による模造拳銃製造等届出書等の受理			○
96	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 102 条第 3 項（同規則第 103 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による記載事項変更届の受理			○
97	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 102 条第 4 項（同規則第 103 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による受理した届出書の交付			○
98	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 102 条第 5 項（同規則第 103 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止届の受理			○

99	指定射撃場の指定に関する内閣府令第10条の規定による指定射撃場指定申請書の受理			○
100	指定射撃場の指定に関する内閣府令第11条の規定による指定通知書の交付			○
101	指定射撃場の指定に関する内閣府令第13条の規定による記載事項変更届の受理			○
102	指定射撃場の指定に関する内閣府令第14条の規定による指定解除通知書の交付			○
103	火薬類取締法第19条第4項において準用する同法第17条第7項の規定による運搬証明書の書換え			○
104	火薬類取締法第19条第4項において準用する同法第17条第8項の規定による運搬証明書の再交付			○
105	火薬類取締法第50条の2第1項において準用する同法第17条第4項の規定による猟銃用火薬類等の譲渡許可証又は譲受許可証の交付			○
106	火薬類取締法第50条の2第1項において準用する同法第17条第7項の規定による猟銃用火薬類等の譲渡許可証又は譲受許可証の書換え			○
107	火薬類取締法第50条の2第1項において準用する同法第17条第8項の規定による猟銃用火薬類等の譲渡許可証又は譲受許可証の再交付			○
108	火薬類取締法第50条の2第1項において準用する同法第24条第3項の規定による猟銃用火薬類等の輸入届出の受理			○
109	火薬類取締法施行令第2条の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理			○
110	火薬類取締法施行令第3条の規定による運搬証明書の返納の受理			○
111	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）第2条の規定による猟銃用火薬類等譲渡許可申請書の受理			○
112	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第3条第1項の規定による猟銃用火薬類等譲受許可申請書の受理			○
113	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第6条の規定による猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証書換申請書の受理			○
114	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第7条第1項の規定による猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証再交付申請書の受理			○
115	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第8条の規定による許可証記載欄の追加			○

116	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第9条第1項の規定による猟銃用火薬類等輸入許可申請書の受理			○
117	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第9条第3項の規定による輸入許可書の交付			○
118	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第9条第4項の規定による輸入許可書記載事項変更届の受理			○
119	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第11条第1項の規定による猟銃用火薬類等消費許可申請書の受理			○
120	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第11条第2項の規定による消費許可書の交付			○
121	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第11条第2項の規定による消費許可書記載事項変更届の受理			○
122	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第14条の規定による台帳の整理			○
123	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第2項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付			○
124	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第4項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付			○
125	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第5項（同法第7条の2第3項、第7条の3第3項又は第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の書換え			○
126	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第6項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理			○
127	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第3項（同法第20条第10項又は第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理			○
128	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第4項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の書換え			○
129	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第5項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理			○
130	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条第1項若しくは第3項又は第10条の2第7項若しくは第9項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証又は認定証の返納の受理			○

131	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第5項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定証の再交付			○
132	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第2項（同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定による廃止又は届出事項の変更の届出書の受理			○
133	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条第1項（同法第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。）又は第31条の16第1項の規定による標章のはり付け			○
134	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条第2項若しくは第3項（同法第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。）又は第31条の16第2項若しくは第3項の規定による標章の取除き			○
135	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第2項（同法第31条の7第2項又は第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定による廃止又は届出事項の変更の届出書の受理			○
136	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第33条第2項の規定による廃止又は届出事項の変更の届出書の受理			○
137	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第10条第2項（同施行規則第78条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の通知			○
138	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第10条第3項（同施行規則第78条第2項において準用する場合を含む。）の規定による風俗営業管理者証又は特定遊興飲食店営業管理者証の交付			○
139	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第12条（同施行規則第26条第3項又は第80条において準用する場合を含む。）の規定による許可証再交付申請書の受理			○
140	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第16条第1項（同施行規則第22条又は第84条において準用する場合を含む。）の規定による相続、法人の合併又は法人の分割の承認の通知			○
141	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第17条（同施行規則第22条又は第85条において準用する場合を含む。）の規定による書換え申請書及び許可証の受理			○
142	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第19条第1項又は第87条の規定による変更承認申請書の受理			○
143	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第20条第4項の規定による風俗営業管理者証の交付			○

144	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第26条第2項（同施行規則第94条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の通知及び認定証の交付			○
145	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第45条（同施行規則第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出確認書再交付申請書の受理			○
146	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第45条（同施行規則第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出確認書の再交付			○
147	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第46条第1項又は第2項（同施行規則第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出確認書の返納の受理			○
148	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第50条第1項又は第51条第1項の規定による標章除去申請書の受理			○
149	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第88条第4項の規定による特定遊興飲食店営業管理者証の交付			○
150	道路交通法第45条の2第1項の規定による高齢運転者等が運転する普通自動車の届出及び同条第2項の規定による高齢運転者等標章の交付の申請の受理			○
151	道路交通法第45条の2第2項の規定による高齢運転者等標章の交付			○
152	道路交通法第45条の2第3項の規定による高齢運転者等標章の再交付の申請の受理			○
153	道路交通法第45条の2第3項の規定による高齢運転者等標章の再交付			○
154	道路交通法第45条の2第4項の規定による高齢運転者等標章の返納の受理			○
155	道路交通法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者等の選任届若しくは解任届又は兵庫県道路交通法施行細則第9条の2第2項の規定による届出事項の変更届の受理			○
156	道路交通法第89条第1項の規定による運転免許申請書の受理			○
157	道路交通法第91条の規定による運転免許の自動車等の種類の限定並びに自動車等を運転するについての必要な条件の付与及び変更（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）			○

158	道路交通法第91条の2第2項の規定による申請による条件の付与及び変更（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）			○
159	道路交通法第91条の2第3項の規定による条件の変更の審査（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）			○
160	道路交通法第92条第1項の規定による運転免許証の交付			○
161	道路交通法第92条第2項（同法第95条の3において適用する場合を含む。）の規定による運転免許証の受理及び交付又は免許情報記録の書き換え			○
162	道路交通法第93条第2項（同法第95条の3において適用する場合を含む。）の規定による運転免許証等への条件及び条件の変更の記載又は記録			○
163	道路交通法第94条第1項（同法第95条の5第2項において適用する場合を含む。）の規定による運転免許証等への変更に係る事項の記載又は記録			○
164	道路交通法第94条第2項の規定による運転免許証の再交付			○
165	道路交通法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録（運転免許試験及び同法第101条第6項及び第101条の2第4項に規定する運転免許証等の有効期間の更新に伴うものを除く。）			○
166	道路交通法第95条の2第4項の規定による運転免許証の返納の受理（運転免許試験及び同法第101条第6項及び第101条の2第4項に規定する運転免許証等の有効期間の更新に伴うものを除く。）			○
167	道路交通法第95条の2第10項の規定による免許情報記録の抹消（運転免許試験及び同法第101条第6項及び第101条の2第4項に規定する運転免許証等の有効期間の更新に伴うものを除く。）			○
168	道路交通法第95条の2第11項の規定による運転免許証の交付（運転免許試験及び同法第101条第6項及び第101条の2第4項に規定する運転免許証等の有効期間の更新に伴うものを除く。）			○
169	道路交通法第97条の2第3項及び第4項の規定による運転免許試験の一部の免除			○
170	道路交通法第97条の3第2項の規定による運転免許試験の合格の決定の取消しの通知			○
171	道路交通法第101条第1項の規定による運転免許証等の更新申請書の受理			○
172	道路交通法第101条第5項及び第101条の2第3項の規定による適性検査の実施			○
173	道路交通法第101条第6項及び第101条の2第4項の規定による運転免許証等の有効期間の更新			○

174	道路交通法第101条の4の2第1項の規定による運転免許の受理及び交付			○
175	道路交通法第101条の4の2第3項の規定による免許情報記録の書き換え			○
176	道路交通法第101条の4の2第4項の規定による運転免許の返納の受理			○
177	道路交通法第101条の5の規定による報告徴収			○
178	道路交通法第101条の6第1項の規定による医師からの届出の受理			○
179	道路交通法第101条の6第2項の規定による医師からの確認に対する回答			○
180	道路交通法第104条の4第2項の規定による申請による運転免許の取消し			○
181	道路交通法第105条の2第2項又は第4項の規定による運転経歴証明書の交付又は運転経歴情報の記録			○
182	道路交通法第106条の3第1項の規定による運転免許証の返納の受理			○
183	道路交通法第106条の3第2項の規定による運転免許を取り消された者がなお他の種類の運転免許を受けている場合における当該他の種類の運転免許に係る運転免許証の交付			○
184	道路交通法第106条の3第4項の規定による運転免許証の受理			○
185	道路交通法第106条の3第5項の規定による運転免許証の返還			○
186	道路交通法第106条の4第1項の規定による免許情報記録の抹消の受理			○
187	道路交通法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書き換え			○
188	道路交通法第107条の3の2の規定による報告徴収			○
189	道路交通法第107条の5第5項及び第7項の規定による国際運転免許証等の受理			○
190	道路交通法第107条の5第6項の規定による国際運転免許証等の返還			○
191	道路交通法第107条の5第8項の規定による国際運転免許証等への処分に係る事項の記載			○
192	道路交通法第107条の10第1項の規定による国外運転免許証の返納の受理			○
193	道路交通法第107条の10第2項の規定による国外運転免許証の受理			○
194	道路交通法第107条の10第3項の規定による国外運転免許証の返還の請求の受理及び国外運転免許証の返還			○

195	道路交通法第 108 条の 2 第 1 項の規定による同項第 11 号に掲げる更新時講習の実施			○
196	道路交通法第 108 条の 34 の規定による行政庁又は使用者に対する通知			○
197	道路交通法施行規則第 6 条の 3 の 5 の規定による高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出の受理			○
198	道路交通法施行規則第 18 条の 5 の規定による限定解除の審査（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）			○
199	道路交通法施行規則第 18 条の 5 の規定による限定解除審査申請書の受理（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）			○
200	道路交通法施行規則第 18 条の 6 第 2 項の規定による運転免許条件申請書の受理（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）			○
201	道路交通法施行規則第 20 条第 1 項の規定による運転免許証記載事項変更届の受理			○
202	道路交通法施行規則第 21 条の規定による運転免許証再交付申請書の受理			○
203	道路交通法施行規則第 21 条の 2 の規定による特定免許情報記録申請書の受理			○
204	道路交通法施行規則第 21 条の 5 の規定による運転免許証返納届の受理			○
205	道路交通法施行規則第 21 条の 8 の規定による免許情報記録抹消届の受理			○
206	道路交通法施行規則第 21 条の 9 第 1 項の規定による運転免許証交付申請書の受理			○
207	道路交通法施行規則第 29 条の 2 第 2 項の規定による特例更新申請書の受理			○
208	道路交通法施行規則第 29 条の 2 の 3 第 3 号の規定による診断書等の受理			○
209	道路交通法施行規則第 29 条の 2 の 4 の規定による報告書の受理			○
210	道路交通法施行規則第 30 条の 7 第 1 項の規定による運転免許取消申請書の受理			○
211	道路交通法施行規則第 30 条の 7 第 5 項の規定による申請による運転免許の取消通知書による通知			○
212	道路交通法施行規則第 30 条の 10 の規定による運転経歴証明書への変更に係る事項の記載			○
213	道路交通法施行規則第 30 条の 11 の規定による運転経歴証明書の再交付			○
214	道路交通法施行規則第 30 条の 12 の規定による運転経歴証明書の返納の受理			○

215	道路交通法施行規則第30条の15の規定による運転経歴情報記録個人番号カードへの変更に係る事項の記録			○
216	道路交通法施行規則第30条の16の規定による運転経歴情報の抹消			○
217	道路交通法施行規則第37条の2の規定による報告書の受理			○
218	兵庫県道路交通法施行細則第1条の2第2項の規定による緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定証並びに同細則第1条の3第2項の規定による緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届出確認証の交付			○
219	兵庫県道路交通法施行細則第9条の3第1項の規定による安全運転管理者等資格認定申請書の受理			○
220	兵庫県道路交通法施行細則第9条の3第2項の規定による安全運転管理者資格認定書及び副安全運転管理者資格認定書並びに同細則第9条の4第3項の規定による教習修了証書の交付			○
221	兵庫県道路交通法施行細則第9条の4第1項の規定による教習受講申請書の受理			○
222	兵庫県道路交通法施行細則第12条の規定による免許に付された条件の解除又は変更を申請した者に対する審査（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）			○
223	兵庫県道路交通法施行細則第12条第1項の規定による条件解除（変更）審査申請書の受理（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）			○
224	兵庫県道路交通法施行細則第12条第2項の規定による緊急自動車運転資格審査申請書の受理			○
225	兵庫県道路交通法施行細則第18条の2の規定による運転経歴証明書交付等申請（届出）書の受理			○
226	兵庫県道路交通法施行細則第19条第3項の規定による取得時講習の日時及び場所の指定			○
227	兵庫県道路交通法施行細則第19条第6項の規定による更新時講習の日時及び場所の指定			○
228	兵庫県道路交通法施行細則第19条第6項の規定による更新時講習の受講の申請の受理			○
229	兵庫県道路交通法施行細則第25条の2の規定による免許等保有状況変更申出書の受理			○